

第百九十三回国会

参議院財政金融委員会會議録第九号

平成二十九年三月三十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

鶴保 庸介君

補欠選任

元榮太一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

藤川 政人君

大家 敏志君

中西 健治君

長峯 誠君

三宅 伸吾君

大塚 耕平君

委員

愛知 治郎君

石田 昌宏君

徳茂 雅之君

中山 恭子君

松川 るい君

三木 亨君

宮沢 洋一君

元榮太一郎君

山谷えり子君

風間 直樹君

古賀 之士君

白 眞敷君

藤末 健三君

杉 久武君

平木 大作君

小池 晃君

大門実紀史君

藤巻 健史君

国務大臣

渡辺 喜美君

財務大臣
(内閣府特命担当大臣(金融))

麻生 太郎君

内閣官房副長官

内閣官房副長官

野上浩太郎君

副大臣

内閣府副大臣

越智 隆雄君

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣参事官

内閣官房内閣参事官

内閣官房内閣参事官

内閣官房内閣参事官

内閣府政策統括官

金融庁総務企画局長

金融庁検査局長

金融庁監督局長

法務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

参考人

日本銀行副総裁

岩田規久男君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査(官民フアンドに関する件)

(学校法人森友学園に関する件)

(日本経済の下方リスクに関する件)

(金融機関のAパート向け融資に関する件)

(国際的な金融取引への課税に関する件)

(金融緩和の出口戦略に関する件)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤川政人君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として

内閣官房内閣参事官望月明雄君外十六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤川政人君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行副総裁岩田規久男君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤川政人君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三宅伸吾君 おはようございます。自由民主党の三宅伸吾であります。

昨日、東芝が、米国の原子力関係の子会社につきまして連邦破産法の適用の申請をしたということでございます。そのこともあり、東芝は今年度末時点で債務超過に陥るというふうな見通しになったと聞いております。経営破綻しないようにしっかりとやっていたらいいと思うわけでございますけれども。

経営破綻といえども、今からちょうど六年前の三月でございますけれども、会社更生手続に入っております。当時の社名は日本航空インタナショナルという名前だったんですけれども、現在の日本航空の会社更生手続が終わったという決定を東京地方裁判所が今からちょうど六年前

前にしております。

麻生大臣にお聞きしたいんですがございます。この国が関与した大型の企業再生の手続でございませうけれども、振り返りますと、どのように評価をされていきますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、三宅先生御指摘がありましたように、平成二十四年にこのいわゆるJALの再上場をさせていただいたんだと記憶しますけれども、これは旧企業再生支援機構において売却益が三千億円出たということだと存じます。その結果として、この機構からは、平成二十四年度までに利益剰余金から約八百九十億円の国庫納付がなされております。

このJALの支援につきましてはいろいろ御意見があつて、特定の企業に対する支援ということにしましては、一つの企業じゃないかとか、また航空行政の観点からは、これ、一社独占というのではなくて二社ということは必要であるなど、あの当時、様々な御意見が出されたことと記憶をしますけれども、一回この会社はいわゆる、何と云うか、倒産させちゃう、その上でまたとか、あのときにかいいろいろ御意見が出た。前原大臣のときだったかな、あのときは、何か余りちよつと正確な記憶じゃないんですが、なつたんですけれども、最終的には、今申し上げたように、いわゆる再生支援機構においてこれを再生させるということ、結果として再生をさせることになつて、日本航空の株を持つていた人の株が全部チャラになったり、いろいろあの頃は御意見も出たとは思いますが、思いますが。

いづれにしても、国庫納付の側面を多といたしてありますと同時に、企業支援というものを今後考えていく上においては、いろいろ示唆を与える事例として考えておかなければならぬと捉えておるところであります。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

私は、あの当時、日本経済新聞の編集委員でございまして、この破綻処理、つぶさにフォローをいたしておりました。当初、前原国交大臣は破綻

をさせないと言いつつおられましたけれども、紆余曲折ございまして、破綻をさせて見事に再生に成功されたということで、民主党政権下の経済そして産業政策の成功例の一つだと私は評価をいたしております。

この日本航空の破綻の更生手続のときに管財人を務めておりましたのが、いわゆる企業再生支援機構でございまして。現在、地域経済活性化支援機構というふうな衣替えをしております。この地域経済活性化支援機構を含めまして、十以上のいわゆる官民ファンドというものがございまして。ちよつと今日は官民ファンドについて御議論をさせていただきますと思っております。

このいわゆる官民ファンドの一般的な定義、それから主なファンドの名前、そして国から官民ファンドへの現在又は近時点での出資額と信用供与額、それぞれの総額を教えてくださいませんか。

○政府参考人(吉郷進平君) 官民ファンド、まず定義でございまして、一つ目、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、あるいは新たな産業、市場の創出等の政策的意義のあるものに投資先を限定した上で、二番目として、民業補充を原則として、民間で取ることの難しいリスクを取ることによつて民間投資を活性化させ、民間主導の経済成長を実現することを目的とするものというふうに考えてございまして。今御指摘がございましたけれども、これに該当するファンドが今十四というふうな認識しております。

それから、主なファンドでございまして、けれども、今お話のありました地域経済活性化支援機構、それから産業革新機構、農林漁業成長産業化支援機構、海外需要開拓支援機構等があるものと承知しております。

それから、その出融資等の総額でございまして、けれども、国から官民ファンドへの出融資額の総額は、平成二十八年九月末現在で七千九百九十四億円でございます。また、政府保証枠の総額は三兆八百九十一億円でございます。

○三宅伸吾君 かなりの数、そしてかなりの規模

の出資、そして信用供与が行われているわけでありませう。

近時、金融庁中心となりまして、企業のコーポレートガバナンス、それから機関投資家に対する様々な規律を改善しよう、そしてまた監査法人に対しても様々な自主的な、ソフトローと言われているけれども、規律を強化して、しっかりと株主の方にも従業員の方にも、そして経済成長に資するような立派な会社をつくらうということで今やつてきているわけでございます。

私の関心は、大きくなつたいわゆるこの官民ファンドでございまして。この官民ファンドもいろいろ規律を働かせて、その設立趣旨に沿つた形で運営をしていかなければいかぬというわけでございます。そういった意味で、官民ファンドの運営に係るガイドラインというのがございまして。概要を教えてください。

○政府参考人(吉郷進平君) このガイドラインでございまして、官房長官を議長とする官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において策定しております。

その内容は、大きく分けて五つの柱に分かれておりまして、一つ目、運営全般、二つ目、投資の態勢及び決定過程、三つ目、ポートフォリオマネジメント、四つ目、民間出資者の役割、五つ目、監督官庁及び出資者たる国と各ファンドの関係、この五つの内容を含んでおりまして、これを使つて横串チェックをしているというものでございませう。

具体的に幾つか御説明いたしますと、一つ目の官民ファンドの運営全般の部分では、法令上の政策目的に沿つて運営されているかどうか、民業補充に徹しているかどうかというものをチェック項目としていただいております。

また、二つ目の投資の態勢及び決定過程につきましては、例えば投資の決定に関する組織について、監視、牽制する仕組みが明確化されて機能しているかどうか、あるいは投資の実績の評価及び開示が適切になされているかどうか、こういった

点が示されているところでございませう。

また、最後の監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係につきましては、投資方針の政策目的との合致、あるいは政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小化等につきまして、国とも意見交換を行うための態勢を構築しているかどうかなどがチェック項目として示されているところでございませう。

○三宅伸吾君 このガイドライン、拝読をいたしますと、投資の判断をするときにはいろんなことを注意をして慎重にやれということをはたさん書き込んであるんですけども、私一番気になったのは、投資をやめるとき、いわゆるエグジットということに関する記述がほとんどございませう。言葉は三か所出てまいりますけれども、行きはよいよい何とかなというところもありませうに、実はエグジットが非常に難しい場合があります。

このガイドラインにエグジットに関する記述がほとんどないのはどうしてでしょうか。

○政府参考人(吉郷進平君) 先ほど御紹介いたしましたガイドラインの概要のうちの投資の態勢及び決定過程の中で投資実績の評価、開示のようなことも盛り込んでおりまして、投資決定の時点、それから投資中の経営支援、それから投資終了時点でのエグジットみたいなことも含んだ形の規定にはなつておるのでございませうが、御指摘のとおり、表現が、エグジットと明記したものが少のうございませう。

実は、この官民ファンド運営ガイドラインを決定いたしました関係閣僚会議の下で野上内閣官房副長官を議長とする幹事会を設置しまして、そこで、金融の専門家の方、ファンドの運用経験のある実務家の方など有識者四名の方にも御参加をいただきまして、このガイドラインに基づく検証作業を行つております。

その中で、最近投資案件のエグジットも増えてきているということもございまして、有識者の先生方からも、透明かつ公正な手続でエグジットを行うべきじゃないか、あるいはどのようなエグ

ジットをすれば全体として成長力に資するかどうかということも検討すべきではないか、あるいはエグジットに必要な体制を改めて点検すべきではないかと、こういった御指摘がなされているところでございます。

したがって、これを踏まえまして、私ども幹事会での検証事項としても、エグジットの基本方針や決定プロセス、エグジットの実績、エグジットの際の競争状況の確保などについてその取組状況を今検証しているところでございます。

○三宅伸吾君 幹事会の方で御議論をやっているというのは評価をいたしますけれども、このガイドラインに沿っての議論ではガイドラインの枠内にとどまってしまうので、多分このガイドラインをプロの方が読むと、やっぱりガイドラインは改定をして、そしてエグジットのところについても、基本となる、通常考えると、何のために投資したのかと、そもそもそのファンドの設立趣旨、それからエグジットの場合の、今おっしゃいましたけれども、プロセスですね、プロセス、入札等の競争的環境でやると、そういうのは多分どのファンドであろうと同じだろうと思いたいで、是非このガイドラインは改定をしていただいて、国民の皆様が納得しやすいようなものにしていただきたいと思っております。

もう一つ、私、官民ファンドで関心がございすのは、大きな上場会社に官民ファンドが出資をしたと、時価総額が一兆を超えるものも実はもうあります。そうした場合に、官民ファンドが出資をしている上場会社の株式の評価、資産評価と、それから官民ファンドの資産、そして官民ファンドに出資を、投融資をしている国のバランスシートの関係、これ、とても気になるわけでございます。上場会社に対して三分の二以上の株式を保有する官民ファンドがあった場合、その官民ファンドに対して当然国が金を出資しているような場合、国のBS上は上場会社の株式の資産評価はどのような形でひも付けされるんでしょうか。

○政府参考人(司部哲生君) お答えいたします。

ただいま官民ファンドが保有する株式等の資産と国の財務諸表、財務書類におきます貸借対照表との関係についてのお尋ねがございました。

国の財務書類におけます貸借対照表、バランスシートでございますけれども、この中で、官民ファンドへの出資金の額は、ファンドの純資産額に国の出資割合を乗じた額で計上をいたしております。したがって、出資金の評価額は、出資先の官民ファンドがそれぞれ保有株式について時価評価を行っているかどうかという、各ファンドの会計処理に依存することになります。

仮に、官民ファンドが時価評価を行っておりますと、そのファンドの出資先法人の株価が上昇し、当該ファンドの純資産が増加するというところで、国の財務書類の貸借対照表の出資金も増加すると、そういう関係になっております。

○三宅伸吾君 官民ファンドが保有する上場株式の評価を時価評価していれば反映されるという御説明でございました。していない場合も念頭にありということでしょうか。

○政府参考人(司部哲生君) 御指摘のとおりでございます。官民ファンドは通例、企業会計原則にのっとりその評価を行っているということが多くございます。例えば株式会社の場合等でございますけれども、そういったしますと、市場価格を、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券等については時価では評価ができないというようなことになりまして、それぞれのファンドがそれぞれの保有株式について時価を把握することができないかというふうなことに依存してくるということになります。

○三宅伸吾君 やつぱりこの官民ファンドの運営に係るガイドラインの検討においても、是非、開示の点ですね、今、私、議論させていただきまして、やつぱり会計がある程度、まあ当然、官民ファンドでも様々な目的のものがあろうかと思えますけれども、いわゆる投融資をそのメインにして、かつ産業に使うようなところについては、可能な限り会計ルールを統一して、そしてかつ、も

う今、世の中は時価会計の方向にずっとこの数十年来ていてございまして、できる限り時価会計の方向で直近の国のBSに反映されるような形でしませんが、何兆円も国がお金を投融資しているのにならなっているのかよく分からないというところでは国民の理解が余りいたらないように思っています。

お配りしておりますこの産業革新機構の株主概要というのがございまして、これ、産業革新機構は国が二千八百六十億円しております、残り百四十億円を企業とそれから一番最後に書いてありますけれども設立時の経営陣が出資をして産業革新機構というのができております。産業革新機構が出資している企業にルネサスエレクトロニクスがございまして、これ半導体の会社でございますけれども、今日は、おとこの終値で国の含み益が幾らになっているのかと計算をしてみますと、機構が六九・一五％の株を持っておりますけれども、含み益が一兆二千四百五十五億円ございまして、一兆を超えるような含み益を生むような投資でありまして、最初の出資は一千三百八十四億円ぐらいでございますので、すばらしいリターンを現時点では上げております。

問題は、民業圧迫にならないように、それから出資をしたときのその出資目的、それに合致するような形で、この経営状況を見ながら適切な形でできる限り早く僕は売却するのが正しいと思えます。人生を懸けて会社を運営している方も当然世の中にはたくさんいらっしゃるわけでございまして、再生に成功したら、これはやつぱり民のことは民に早く任せるという方向で、透明な手続でこのルネサスのエグジットもしていただきたいと思っております。

少し早うございまして、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松川いづみ 委員長、ありがとうございます。

自由民主党大阪選挙区選出の松川いづみです。

今国会は森友国会になっております。地元大阪で起きた事件でございまして、私も解決は大切

だと思つて注視してまいりました。しかし、北朝鮮が、この脅威が新たな段階に入り、これ以上、こういう中で、国会で本問題を長引かせて政治的不安定化させることは国益を害すると思っております。英国はEUの離脱を正式に通知を行いましたが、隣の韓国では大統領不在の混乱が続いております。G7でも安定した強いリーダーはメルケル首相と安倍総理だけ。この中で、トランプ大統領、習近平国家主席、プーチン大統領と伍し得る安倍総理というリーダーがいることがどれほど日本にとつて幸運なことなのか。私が今日一番申し上げたいのは、厳しい安全保障環境、そして国際政治のこの激流の中で、この森友問題に日本の進路、国益を過たせばいけないということでありまして。

その上でですが、自分自身も外務省で長らく国家公務員として勤めてまいりまして、また昭恵夫人とも、世界女性会議、WAWIなどを始めとして一緒に仕事をさせていただきましてお人柄にも触れてきましたし、ここに至つてちよつと取り上げられている論点には非常に違和感を感じるところがございまして、短時間ではございますが、質疑をさせていただくことにいたしました。

森友問題は、私には中世の魔女狩りのようにちよつと思えるところがございまして。魔女は本当にいるのかと。森友問題がここまでこじれたのは、幾つか大きな誤解があると思えます。

まず根幹の点なんですけれども、第一に、高い土地を格安で売つたらという点なんですけど、これは本当なのか。私には安い土地が安く売られたとは思えないんです。同じ豊中市の給食センターへの売却事例で森友とほぼ同じぐらいの土地があります。七・七億の評価額。このごみ処理費は十四億であります。マイナズ価値なんです。八億円のごみ処理費はそんなに本当に高いんでしょうか、財務省にお伺いします。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

地下埋設物などが存在する国有地を売却する場

合は、その撤去費用を見積もりまして、更地価格からその費用を引いてこの売却価格を出すというのがこれもう一般的でございます。

本件は、隠れた瑕疵も含め一切の瑕疵について国の責任を免除する特約を付すことも念頭に置きまして、産廃の撤去処分に必要な知見と実績を有します大阪航空局にその撤去費用を見積もっていただきまして、不動産鑑定地の更地価格からその価格を適正に引いて売却価格一・三億円という時価を算定したところでございます。

○松川るい君 ありがとうございます。

要するに、森友の土地は小学校建設が前提条件ですから、建物の下ごみは除去しなければならぬ。つまり、九億が一・三億になったわけではなくて、最初から一・三億の価値しかないということだと思えます。

次に、谷氏のファクスですが、普通なら照会したりしないのに昭恵夫人の指示があったから谷さんは財務省に照会したんじゃないかと、昭恵夫人付きからの照会だったから財務省が答えたんじゃないかと言われているんですけど、これもずれているなと思えます。

自分もやっていましたが、霞が関の役人にとって外部からの照会というのは極めてごく日常的な業務でありまして、誰か偉い人からの照会じゃないと回答しないということではなくて、一般の方から照会があってもお答えするものだと思います。財務省ではいかがなんでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答えします。

国有財産につきましては、購入手続など、財務省あるいは財務局に様々な問合せがございます。こうした問合せに対して職員は、法令、手続等の内容につきまして丁寧に説明を行っております。今般の総理夫人付きからの問合せにつきましてもそうした問合せの一つでございます。ファクスでの回答内容は法令、契約に基づく一般的な内容を説明したものでございます。

○松川るい君 ありがとうございます。

谷さんの場合は、自分の知り合いで昭恵夫人も

御存じの方である籠池さんから手紙で照会されたわけですから、これは回答するのが当たり前。そしてまた、その谷さんから、一般人でも回答するところを谷さんから照会を受ければ、それは当然財務省として回答するのが当たり前。

ということで、ファクスの正当な論点は、回答してあげたかどうかではなく、財務省が総理夫人だからといって本来できないことを無理やり曲げて回答しているかどうかという点だけでございしますが、これはもう皆様御存じのとおりゼロ回答であるということでありまして、

この点に関しまして、先日大門先生の決算委の質疑におきまして、実はファクスは一見ゼロ回答だけれども、籠池さんの望みは全てかなっているからそんなくはあったのではないかと御指摘がございました。これも、私、ちよつと違うのではないかと思っております。

というか、森友問題がこじれた一番の大きな誤解は、財務省が随意契約とか分割払とか、相手方に親切ということが、相手方の事情に配慮をした対応をしていることが、例外的であるとかおかしい、悪いことであるというような捉え方をされているところに問題、その点がちよつとおかしいんじゃないかと思っております。

財務省にお伺いしますが、契約において、財務省は売却を希望する者に対して寄り添った対応をすることは異例のことなんでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

本件、会計法令におきまして、小学校の用地として国有地を利用する場合には、随契で売却あるいは貸付けをすることが認められておりまして、私も法令に基づきまして貸付契約を結んでございます。

さらに、国有財産の売払い代金の分納、分割払の話でございますが、これも国有財産特別措置法におきまして、一括して支払うことが困難な場合には分割とすることが認められてございます。したがって、私も、本件の処分につきま

しては、全て法令に基づきまして適正に行っているということでございます。

○松川るい君 ありがとうございます。

元々、国有地の売却先がまず地方公共団体、次に学校や社会福祉法人といったところを優先しておられるのは、そのような公共の目的で国有地を有益に使ってもらいたいという、そういう制度趣旨だと思えます。

随意契約というのは、最初から相手方を結婚相手として決めて付き合うようなものでございまして、法令の範囲内で公共目的の事業を遂行しようとしている相手方の事情にできるだけ配慮してあげるのは、私は当たり前なことではないのかなと思えます。

つまり、政治的な圧力がなければ親切的な対応をするはずがないと思っております。何かしら圧力やそんなくがあったに違いないという色眼鏡で見ているわけでございますけれども、私は、途中でいろいろな、この教育目的はどうだとか資産力があるのかといった点、指摘されましたけれども、最初、皆さんは、籠池さんは一生懸命自分の信念の小学校をつくりたいと奔走しておられたわけで、相手方の事情、この場合は四月に開校するというようにできるだけ法令の範囲内で対応してあげようとしたということではないかと思えます。事実小説より奇なりというよりも、事実は尾花に枯れススキではないかと思うわけです。

ここなんですけど、本件問題のそもその発端は、大阪府が認可相当の判断をしたところからあると思うんです。認可相当が出なければ、財務省の国有地売却は始まっておりませんし、籠池さんも学校建設をしていない。だからこそ、籠池さんも一番恨んでいるというところ、私も、一番恨んでいるのは大阪府知事だと述べられたのではないかと推察いたします。

また、もしもこの学校が愛国教育的な小学校じゃなくて、例えばシングルマザーの家庭の子女のため夕方まで預かりますよといったような学校をつくるというプロジェクトであったとしたら、

ほかが全て同じだったとして、ここまで問題になったんどうかと。

結局、この問題の本質は、我が党の西田議員が明らかにしましたように、資金力の問題があり、また教育内容についても少々疑義がある学園について、一体なぜ大阪府が認可相当の判断をしたのかというところにあるのではないかと思います。したがって、今後は国会ではなく大阪におきましてこういった点、しっかりと解明をしていただきたいと思う次第でございます。

済みません、まだ一分ぐらい時間があるので、少し追加だけ申し上げますと、百万円の寄附については、私が、昭恵夫人の御性格からして、お渡しになったんだとしたら、多分そう言うと思うんですね。ただ、受け取ったかどうかは私はもう本質的に関係がない、どこまで行っても違法ではない問題ですから、国会で云々する話ではないと思えます。

実はマイナンバーの話で、大きな話を大臣にお伺いしたいと思つていたのですが、ちよつと時間が十分ということで足りなくなつてしまいました。誠に申し訳ございませんが、午後の関税定率法の時間で併せてお伺いして差し支えなければさうさせていただきますと思えます。

ありがとうございます。

○大塚耕平君 民進党の大家でございます。

今日は幾つかの話題について質問させていただきます。森友の話は最後に聞こうと思つていたんですが、今、松川さんが触れられましたので、ちよつと私も付言させていただきますが、松川委員におかれては大変優秀な方だということ、十分伺っておりますが、議会の先輩として一言申し上げると、大門さんの質問は違うというふうにおっしゃられましたけれども、委員会の場というのは、自分の意見を言うのももちろん当然のことだと思えますが、余り他の委員の御発言を引用してそれを否定するための発言というのはされない方がいいんじゃないかと思えます。例えば、先ほど三宅さんがおっしゃった東芝とかJALの話

は、私は考え方は同じなので三宅さんに賛同する
というようにお話を申し上げようと思つていたん
ですが、賛同する場合はともかく、それは違つた
いうことを、特にこの問題は今大変大きな問題に
なつてゐるわけでありまして、松川さんの御意
見をおつしやられるのはもうそれはそれで結構な
ことかと思ひますが、大門さんの意見は違つた方
がよいんではないかなと、僭越ですが申し上げた
と思ひます。

さて、それで、せつかく松川さんが森友のこと
を聞いていただいたので、確かに役所が、まあ私
も役所のようなところの存在の出身でしたので、
できるだけ親切にやるべきだというのはこれは分
かります。ただ、やはりできるだけ親切にやる、
この間の森友への対応が、籠池さんへの対応が決
して不自然じゃなかったという前提に立つと、
ちよつと確認をしておきたいことがあるんです
が、理財局長、籠池さんからの手紙が谷さんに届
けられたのは、それは何月何日でしたでしょうか。
もし御記憶にあればお答えください。

○政府参考人(佐川宣寿君) 大麥申し訳ございま
せん。籠池さんから谷さんへの手紙ということ
であれば、私、承知してございませぬ。

○大塚耕平君 谷さんが籠池さんに回答したファ
クス、あれはたしか何日ぐらいでしたか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 大麥申し訳ございま
せん。たしかその日付は入つていなかったと思わ
れますけれども、平成二十七年のたしか十一月頃
だったというふうに記憶してございませぬ。

○大塚耕平君 いや、私が確認したかったのは、
松川さんの御質問、なるほどなと思つて聞いてい
たんですが、たしか九月五日に講演をされて、昭
恵さんがですね、その後、あの手紙が谷さんのと
ころに送られて、谷さんの回答はたしか十一月
だったと思ひますから、そうすると約一か月ぐら
いのクイックレスポンスをしているわけですね。あ
の手紙の内容と、それから、それだけの短期間で
あれだけのことを調べてああいふうに丁寧に対

応するというのが、あれが役所の標準ということ
であれば、今後、国有地等々の様々な問合せがほ
のかの人から来たときもあれを標準としてやつても
らわないと困ることになりますので、そういうこ
とでよろしいですね。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。
委員おつしやるとおりでございまして、御質問
があればなるべく速やかにお答えをするというの
がもう私どもの姿勢でございまして、ただ、案件
にもよりますし、中身にもよると思ひますので、
それに応じてきちんとやらせていただきたとい
ふふうに思ひます。

○大塚耕平君 いや、だから大麥先ほどの松川先
生とのやり取りは意味があるんですよ。国民の皆
さんにとつては、今回の籠池さんへの対応は役所
の標準だということで、これからしつかり対応を
していただかなくてはならないということが確認
できた質疑だったと思ひますので、そのようにこ
れから対応していただくことをお願いをしておき
ますが、理財局長、よろしいですね。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。
これまで私も私どもは一生懸命、誠実に現場で対
応してございまして、引き続き、そういうお問
合せがありますれば、私どもとして法令等につい
てきちんと説明していきたいというふうに考えて
ございませぬ。

○大塚耕平君 その上で、今日通告をしている質
問で、三月九日にも質問をしたんですが、森友学
園の小学校建設用地の土砂の処分地の問題なん
ですね。これも今、松川さんが御質問されていたよ
うに、最終的な評価はこの土地は約一・三億円に
なつたわけなんですけれども、この一・三億円に
減価をする前提として土砂を入れ替へて運び出す
ということになつていたのでこの金額になつた
と、それはもうそのとおりの計算だったと思ひま
す。

ただ、ここに至る二か月ぐらゐの議論を聞いて

いると、その土砂がどこに運ばれたんだというよ
うなことは、それはもう森友学園側の問題なので
役所は一切あずかり知らぬと、こういう論立てで
ずっと抗弁をしておられるんですが、しかし、私
は、これ国家公務員法上の善管注意義務に違反す
ると思ひますね。これがあそこにかかれば、建
るとか、いろんな用途があるんですが、特段善管
注意を払ふ必要のない事案ならともかく、ここ
に小学校の用地を、小学校を建てるという案件で
からね。かつ、文科省の小学校建設の指針を見る
と、校庭とかは土壌に注意しろと書いてあるわけ
ですよ。

だからこそ、僕たちはお伺ひしているわけだ
し、僕も三月九日にお伺ひしましたが、というこ
とは、減価をする前提として土砂を入れ替へて運
び出すということになつていたので、その土砂、
私が聞いたのは、くいの部分の千七百トンと、そ
れから建物、土地の部分の九千五百トン、約一万
一千トン、これをどこに持つていったのか、それ
を先方に確認してみてください、こういう質問
だったんです。国交省はせんだつてゼロ回答でし
たが、もう一回、国交省にお伺ひをします。約一
万一千トンの土地の処分地はどこでしたしやう
か、御確認をいただけたらどうでしょうか。

○政府参考人(和田浩一君) お答えをいたしま
す。

三月九日の本委員会で大塚委員から御指摘をい
ただきましたので、私ども、本件土地の産業廃棄
物に係る処分地についていわれるマニフェストの
提出先であります豊中市に確認を行いました。が、
現時点では把握をしていないということございま
す。

航空局といたしましては、財務省それから近畿
財務局とも連携をしながら、今後のフォローアッ
プに努めてまいります。

○大塚耕平君 現時点ではそれで結構だと思ひま
すので、しかし事案が事案ですので、もし彼らが
あの建設をする過程で運び出して処分したと言
張るのであるならば、やつぱり最終的に確認をす

る努力をしていただきたいと思ひます。

もちろん、せんだつて財務省内の、本省から
近畿財務局に話を聞いてくださいということとは
少しレベルが違つて、せんだつて佐川局長から御
報告いただいたのは、あくまで財務省の中の確認
だから早くやつていただきたいということ。我々お願
いをしていただくところ、藤川委員長の御指導でよ
やくあれば決着を見ました。今回の件は相手は第
三者ですので、相手から情報が出てくるかどう
か、これは分かりません。分かりませんが、先ほ
ど申し上げましたように、土地の減価をする前提
として、小学校を建てる上でその土砂を入れ替へ
るということに条件に減価をしたわけですから、
国家公務員の善管注意義務の範囲内の問題として
やつぱり確認をしていただくべき問題だと思ひま
すので、引き続き御努力をいただきたいというふ
うに思ひます。

さて、今日、冒頭に質問しようと思つていた話
に戻らせていただきますが、今日は三宅委員から
JALや東芝の話等々が出てきて、なるほどな
と思つてお伺ひしていただけたわけでありませぬ。
やはりナショナルフラッグのような企業とか、分
野によっては簡単に市場原理に任せて潰すという
選択ができない企業というのを出てくようかと思
ひます。その場合には適切に対処していくことが
必要だと思ひますが、ただ思い返してみれば、
JALも結局それまでの航空政策の影響を受けて
います。もちろんJALの経営陣自身の経営の失
敗というのがありますけれども、不採算の路線に
いつぱい飛ばさざるを得なかったということも影
響しています。それから、東芝の場合は、これは
申し上げるまでもなく原子力政策の影響を受けて
いるわけでありませぬ。やはり企業の存亡とい
うのは国の産業政策にも大きな影響を受ける。と
りわけナショナルフラッグのような企業は、
いざ何かが起きると、企業の経営者ないしは社員
の責任が問われがちなんです。その前提として
は、国がかじ取りしてきた産業政策の失敗、ある
いはその他のもろもろの政策の失敗というものは

大きく影響するということを我々は意識をしておかななくてはならないというふうにしております。

そういう観点から大臣にお伺いしたいんですが、金融業界も常に政策の影響を受けやすい業界であるわけですが、大臣はせんだつてのG20のコミュニケの第一番で、世界経済の下方リスクに大臣も同意をする形で言及をしておられるわけでありすけれども、世界及び日本、とりわけ日本における下方リスクというのはどういうものがあるということでのコミュニケに賛同されたんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 下方リスクの方からですけれども、これは間違いなく緩やかに全体として回復傾向にある。これはいつと比較すればといえば、四年前若しくはリーマン・ブラザーズの後等々に比較してということになるのかと思います。

緩やかな回復が続いていますけど、例えば中国、明らかに過剰設備、過剰金融等々のものははつきりしていますので、こういったものが今いるんな形でいろいろ、修復ね、修復という表現は正しいんですけど、もうちょっと激しいような感じがしますけど、まあとにかくこの問題を片付けないかぬということではいろいろやっておられるのが、激しくいろいろな動きが出てきています。そういうものでは、これ下振れリスクがあるということとは一つ要素だと思っております。

それから、イギリスの場合のハードブレグジットという話で、昨日のイギリスの話はよくこつちは聞くとありますが、EU側の話というのは余り日本の新聞には載っていませんように思いますので、EUなんかのニュース見ていると、これも極めて厳しい話になっていきますから、日本に出ている話とは随分違うなと思っておりますので、この点に関しては、やっぱり金融機関なんかの場合、日本の場合は、ロンドンに置いてある企業のリスクは圧倒的に高いと思いますので、それをどこに移すんですか、若しくはそのまま残すんですか

か等々につきましては、これ極めて大きな要素にかなと思っております。

また、アメリカも今、トランプという人がやっているところが今よくまだ見えていないので、私としては、選挙期間中、選挙後、またこの最近と随分いろいろ変わってきていますので、よく見えないうところがあるんですが、金利を上げることによって当然のこととして新興諸国にあるいわゆる金がドルに流出する、いわゆるキャピタルフライトが起きるということになると、これは新興国経済にとっては大きな不安定なリスクになると思えますし、日本にとりまして、金利差が生まれば、これはドルが高くなる、円が安くなるということになるんだと思えますけれども。

そういう意味では、これはいろいろな意味で金融政策とか経済政策とかいろいろなものに多大な影響が出てくるという感じがしますので、この点にしましては、それがどう、それが起きたらとかいいうんじゃなくて、その三つとも、大きく分けて地域別に言いましたけど、その三つとも、そのほかに中近東の分も考えておかないけませんので、そういったものを考えますと、なかなか今不確定要素が多くて、それがどう組み合わせるわけではありませぬけれども、私どもとしては、そういった点は、常に国家経済というものを運営していくに当たっては考えておかないかぬところだということに考えております。

○大塚耕平君 日本においては、この委員会でももうずっと議論になっております異次元緩和、この金融緩和の影響が、これが、もちろんプラスの面もありますが、下方リスクを潜在的に高めている面もあるということでは私に認識をされているんですけれども、そこで、事務方で結構なんです、二〇一三年度以降の全国銀行の不動産向け融資の対前年比の伸び率を、数字をちょっと順番に教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。日本銀行の統計によれば、二〇一三年以降の国内銀行の不動産向け融資残高の対前年比伸び率は、二〇一三年一・四％、二〇一四年二・二％、二〇一五年五・二％、二〇一六年七・〇％となっております。

○大塚耕平君 不動産向け融資の数字は今お伺いしたとおりですが、手元にアパートローンというのは何か数字持つておられますか。

○政府参考人(遠藤俊英君) アパートローンという形の数字は、私、今手元には持つておりません。

○大塚耕平君 恐らく、商品構成でそういう分類をすると、今の不動産向け融資の伸びより少し高いんじゃないかなという気がいたしております。

○政府参考人(遠藤俊英君) 二〇一三年以降の金融機関による不動産向け融資につきまして、大手行と地域銀行という形で、二〇一四年三月末、二〇一五年三月末、二〇一六年三月末時点におけるそれぞれ対前年比伸び率を申し上げます。

○大塚耕平君 下位業態の方が伸びが高いということだと思えます。

末六八・三％、二〇一六年三月末六八・〇％、二〇一六年九月末六七・九％でございます。

業態別でございますけれども、まず大手行の預貸率は近年低下傾向にございます。二〇一六年九月末で六三・八％で、これを二〇一四年三月末で比べますと、六・四ポイント減少しております。

地方銀行及び第二地方銀行の預貸率は近年上昇傾向でございます。直近二〇一六年九月末でそれぞれ地方銀行七二・八％、第二地方銀行七四・四％でございます。二〇一四年三月末比でそれぞれ二・五ポイント、それから一・一ポイントの増加になっております。

○大塚耕平君 地方銀行の預貸率が伸びるというのはそれは悪いことではないんですが、それが、今お伺いした不動産向け融資の伸び率が全国銀行の平均や大手より高いということを考えると、不動産とくに傾斜し過ぎていないかどうかということとは御確認をさせていただいた方がいいと思います。

それと同時に、預貸率が地方銀行で増えているということは、預証率は減っているの、それはそれでいいことだとは思いますが、恐らく国債の保有比率を見ていただくと、大手行、メガバンクは大部分これを圧縮している一方で、地方銀行においては、預証率そのものは下がっているかもしれないんですが、国債の保有比率は多分高くなっているということだと思えます。

大臣にも十分御理解をいただけたらと思います。が、やはりこれだけの金融緩和をすれば何がしかマーケットや経営に影響を与える、ないしは与えるのを目的にやっているわけですから、そのことには留意をしないといけないんじゃないんですが、私は、前回のパブの発生から崩壊の過程、ずっとマーケットないしは金融機関の担当ということ、日銀の中で仕事をしておりましたけれども、今の、去年から今年にかけての雰囲気は、それは、マーケットの雰囲気及び金融機関の不動産向け融資の伸びの雰囲気は一九八七年頃とそっくりだな

というふうには感じています。

八七年というのはブラックマンデーが起きた年で、ところが、ブラックマンデーが起きたんだけど、日本の株価は下がり続け、それから二年間むしろ反転して上がり続けて、ちょうどその二年間で日本は、世界がどうなるかと日本だけは発展し続けるというイリュージョンにみんながはまってしまつて、八九年に日経平均三万九千円をピークにバブル崩壊が起きたということなんです。個人的印象ですけども、何か八七年によく似ているなという感触を今持つております。

そこで、G20で下方リスクに言及をしていたことは結構なことだと思ふんですが、日本の国内における下方リスク、今申し上げたような観点から、日銀による金融緩和、そしてその金融緩和を前提として今政府が進めている経済政策全体を総括して下方リスクについてどのようにお考えになっているか、御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 言われましたように、八五年の九月のブラザ合意、考えてみれば、あのブラザホテルもトランプさんが持っていたんだよね、あの頃はたしか、そういう記憶がありますけれども、いずれにしても、あのブラザ合意でやつて、まあ早い話が、アメリカはありとあらゆる話をしたんですけれども、日本の経済力の強さに負けて、結果的に円というものを二百四十円から一挙にぼんというのになつて、ああいった形で合意をしたというのがこの前の円安に対抗して起きた現象であります。

したがって、保護主義とかいふような話を今されておりますけれども、全体としてクローズ、クローズって、保護主義にするか、ブラザ合意するか、その間の中間の何とか別の手段を考えるか、これはいろいろ今からやってみないかぬところだと思ひますが、今、日本の金融システムとして、これは全体として、総体としては極めて健全に安定しているんだと思つていいんですけれども、

も、いずれにしても、金融機関の経営に影響を与えるような潜在的なリスクというのを常に考えておかないかぬというのは、これは日本銀行出身者としては当然のことなんだと思ふんですが。

先ほど申し上げましたように、国際的なリスクが顕在化した場合は、これは金融機関の内外の貸出先に影響が出てくることは、もうこれははっきりしていますし、証券市場というものの運用で見ましても、あのとき、今言われましたように、一九八九年十二月の二十何日でしたか、最後の日が三万八千九百十七円ですから、今日が一万九千円というところで、まだ我々は二万円、動産としては損しておるわけですから、個人的には、まだそういった意味ではストックとしてはそれだけ下がったままの状態が続いているわけですから、そういった意味では、私どもはこの証券市場での運用というのを考えたときには、この後の株価がどうなるかというふうなことも、これは与える影響は大きいんだと思つております。

もう一つ、やつぱり我々は考えておかないかぬのは、今地域でいわゆるアパート、マンションへのというお話があつたんですが、これは多分愛知県でも同じようなことが起きているのかなと思ひながら伺つていたんですが、今多くの地方銀行は遺産相続のときにアパートの経営を勧めていません、おたくでも、おたくでもというのには愛知県でも、と思ふんですね。これ、ほかのところもみんな、地元歩いている歩いていないかで違いますよ、これは、歩いていない人だったら意味が分かると思ふんだだけども、俺の言っている意味が、勧めるんです、地銀、どうします、おたく、マンション建てばいいじゃないですかと言つて、それで相続税対策になりますよ。なりますから、事実で、マンションは建つわけですよ。じゃ、人口の減つているところで人が誰が住むんだねということになりはしませんかねと、僕は将来的にはそう思ひますよ、これは。

だから、そこに人が増えてくれれば、それは間違いなくアパートの採算としては合いますけれども、

も、人が増えてこなければ、中に入つてくれる、入居してくれる人が数が少ないと、増えないというんであれば、それはアパートを建てた人の場合、それ借入金で建てたりなんかしていたりという前提になつた場合は、それはなかなかその回転というものを考えないといかぬことになるんじゃないかなというのが懸念すべき材料になり得るんだと、将来としてはそういうのがあるんだと思ひますので、これは金融機関としてはそこを担保に取つてありますからその分でいいわというようになつて、いわゆる遺産をそれに託した人にとつては、それはなかなかいい形にはならないんじゃないかなという点も考えておくという程度のこと、これは、これ借りている方が考えないかぬところなんですけど、なかなかそういう話に乗せられるほど知識のない方も世の中にいっぱいいますから、そういった意味ではリスク管理というものを考えておかないかぬのだと思つております。

いずれにしても、こういった点を含めて、今、日本の場合、出口戦略というのは今アメリカもやりつつあつてなかなか、イエレンさんとも何回かしゃべりましたけれども、それはなかなかできない状況になるのは向こうも確かなんで、こちら、我々としては今からこれ日本銀行、黒田さんのところで考えていただくことになるんですが、いろいろなことを考えておかないかぬとは思つておりますけれども、いずれにしても、今の現在の状況の中でやつぱり避けて通れぬのは高齢化、人口減少、この二つは長期的にはまず避けられないという前提でこの種の経済モデルを考えておかないとなかなか話が、今のようものがずっと続くという前提で安易に考えるというのは将来的、中長期的には問題が起きる可能性をはらんでいるんだというふうには、私どもはそう思つて臨みたいと思つております。

するよう行政対応をしていただきたいと思ひますし、今、相続税対策でアパート建設を勧めているんじゃないか、マンション建設を推奨しているんじゃないかというお話でしたが、現実そうだと思いますし、八六年、七年頃もやつぱりそうだったんですが、ブラザ合意後の円高不況でなかなか中小企業向け融資が増えないなどと言つていたら、たしか八六年の秋ぐらいからだと思ひますが、妙に毎月金融機関のヒアリングをしていると融資残高が増えるようになりまして、これは実需が出ていんですかと聞きましたら、いやいや、これはアパートローンが増えているんです。当時は生産緑地という言葉がなくて、長期営農制度を使つて農地に相続のときにアパートを建てたりしているんですとか、いろんな説明受けたんですけれども。

多少、もう四半世紀たつているのでディテールは違ひますけれども、遠目に見ると非常に似た感じになつてきているということをおえて申し上げておきますので、大臣のみならず金融庁の皆さんにも十分な注意力を発揮していただきたいというふうには思ひます。

その上で、今日は俗に言う共謀罪の法案と財金委員会との関係の観点から質問をさせていただきますと思ひます。

私も改めてこの組織的犯罪処罰法なるものを読んでみて、かつ今回閣議決定されたこの法案を見ましたら、結構財務省と金融庁の所管の法律もびつしり書き込まれているんですね。

そこで、まず財務省、金融庁それぞれにお伺ひをしたいと思ふんですが、当初、重罰犯罪、懲役四年以上の犯罪全部に網を掛けて六百七十六の犯罪が対象になると言われていたのが、今回政府が閣議決定した案では二百七十七まで絞られているんですが、財務省、金融庁それぞれの所管の法案で、六百七十六のときは何本の所管法案が対象になつていて、今回のこの原案になつた二百七十七では何本が対象になっているかという、取りあはず本数だけで結構ですから、お答えいただけます

か。

○政府参考人(武内良樹君) お答え申し上げます。

長期四年以上の懲役、禁錮等が定められている罪を規定する法律のうち、財務省所管の法律は共管を含めて四十二本でございます。

その上で、今般の組織犯罪処罰法案改正案において、テロ等の準備罪の対象犯罪のうち、財務省所管の法律及び当該法律に規定されている犯罪の数でございますけれども、法律数でございますけれども、共管を含めまして十三本でございます。

○大塚耕平君 もう一回聞きたいんですが、当初報道で、今年の年初にかなり幅広くこの法律を作ろうとしていたときの本数と今回の原案の本数という、そういうことでお答えいただけますか。

○政府参考人(武内良樹君) お答え申し上げます。

原案のときには法律数としては四十二本でございます。そして、今の案での法律数を申し上げますと、共管も含めてでございますけれども、十三本でございます。

○大塚耕平君 金融庁はいかがですか。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

金融庁所管の法律、これは共管のものも含みますが、前者が二十件の法律で、現在の案では八件ということでございます。

御説明ください。別表一はこういうもの、別表二はこういうもの、別表三はこういうものというポイントをは是非御説明ください。

○政府参考人(加藤俊治君) お答え申し上げます。

まず最初に、先ほど財務省からお答えになった点について補足でございますが、六百七十六と言われているものは、本年一月一日現在で長期四年以上の懲役、禁錮が定められている罪の数を数えてみると六百七十六になるという趣旨であろうかと存じますが、これは、政府として何らかの原案を決定して、意思決定をした原案を作った上でその対象が六百七十六であったということではございませんので、閣議決定された法案についてはその対象犯罪の数は二百七十七というものでございます。

その上で、ただいまの別表についての御質問にお答え申し上げます。

御指摘のとおり、組織的犯罪処罰法の改正法案は、エレガントではなくて誠に申し訳ないのでございますが、別表第一から第四までの四表が設けられております。お手元の資料にございますように、お手元の資料左側④のテロ等準備罪の新設というところがございますように、別表第三と別表第四は、これはテロ等準備罪に関わる別表でございます。それに対して別表第一と別表第二は、右側の③のところに表れますけれども、主としてマネーロンダリングの前提犯罪に関わる別表でございます。

個別に申し上げますと、別表第一は、TOC条約によって犯罪化が義務付けられている罪を掲げたものでございます。同法の第二条第二項の規定によって犯罪収益の前提犯罪となる罪及び、そのほか②番になりますが、証人等買収罪の対象犯罪となる罪となるものであります。

次に、別表第二は、TOC条約によって犯罪化が義務付けられているものでなく、かつ長期四年未満の懲役、禁錮に当たる罪であって、すなわち比較的軽い罪であってマネーロンダリングの前提

犯罪となる罪、これを掲げたものでございます。

それから、別表第三でございますが、これはテロ等準備罪の適用対象となる組織的犯罪集団の結合関係の基礎としての共同の目的となる罪、これを掲げたものでございます。

さらに、別表第四は、同じくテロ等準備罪の対象となる罪、これを掲げたものでございます。

○大塚耕平君 つまり、私もいろいろ教えていただいていたんですが、テロに関わるのは別表三と別表四なんですね。

そこで、財務省と金融庁にそれぞれ答えていたいただきたいんですが、別表三、つまりテロの目的犯罪に関わるような犯罪行為が起り得るということで、この別表三に含まれているそれぞれの所管の法律は、どういう法律がそこに記載されているか、すでしうか。

○政府参考人(武内良樹君) お答え申し上げます。

先ほど共管を含めて十三本と申し上げましたけれども、その中には、所得税法、法人税法等の税法、それから関税法、外国為替法などが入っております。

○政府参考人(池田唯一君) 金融庁所管の法律で申し上げますと、例えば金融商品取引法、保険業法、貸金業法、出資法などが入っております。

○大塚耕平君 そうすると、今回、結局六百七十六から二百七十七に絞る過程で、テロとして認定し難い過失犯とか独立未遂犯とかそういうものに關わるものは順番に落とすとして、最後に残ったのは五つだというふうに言われています。テロの実行に關わるもの、薬物に關わるもの、人身に關する搾取ですか、その他資金源、司法妨害とか。例えば保険業法などというのはこれ含まれているんですけど、その五つの観点のどれと関係があるということこの別表三に残っているんでしょうか。

○政府参考人(加藤俊治君) お答え申し上げます。

保険業法違反につきましては、ただいま御紹介いただきました五つの中では、その他組織犯罪集団の資金源となり得る、それに関する犯罪であるということで選択をしております。

○大塚耕平君 いやいや、そうではなくて、その組織犯罪そのものは別表一と別表二で元々この法律の対象としている暴力団とか何かなんです。今回、別表三、別表四はテロの対象行為を摘発するために新たに作られたもので、その別表三の中に保険業法も入っているんですが、保険業法がさつき申し上げましたテロ防止のための五つの犯罪のカテゴリーのどれと関係するということでは別表三に残ったんですかということをお伺いしているんですが、これは、いや、僕は財務省というよりも、これは例えば金融庁に、あるいは財務省にお答えいただくべきじゃないんです。これは、この法律作る過程で各省とみんな調整をしているはずですから、どういう認識でこの保険業法が例えばテロの対象になるような犯罪を構成する、それに関連する法律として残ったのかと、どういう認識でいらっしゃるかというのを金融庁か財務省の方にお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(加藤俊治君) 御指名ですのでお答えさせていただきます。恐れ入ります。

まず、テロ等準備罪の対象となる犯罪をどのようにに選択したのかということでございますが、これは先ほどのTOC条約との整合性を考慮いたしまして、例えばそれぞれの犯罪の主体、客体、それから行為の態様、犯罪が成立する状況、あるいは現実の犯罪情勢等に照らしまして、組織的犯罪集団が実行を計画することが現実的に想定されるかどうかという観点から選択をしております。

保険業法違反につきましては、ただいま申し上げました四番目、その他組織的犯罪集団の資金源に関する犯罪に当たると考えております。

○大塚耕平君 いや、ということであれば、別表一、二の組織的犯罪の網でもうこれは十分対応ができていますから、テロの実行に関わる別表三になぜ保険業法とかほかの金融関係の業法を含める必要があるのかということなんです。もう既にその組織的犯罪でこの資金源の話はカバーできているわけですね。なぜそのテロとの関係で別表三に金融関係の法律が残るのかと。

例えば、だから保険を例に取りますよ。これは、何か計画をした段階、テロを計画をして実行準備行為をした段階で摘発をできるわけですよ。保険業法に関わるような顧客の行為のうち、どういう行為がこのテロの実行及びその準備行為というふう認定されて、保険業法の適用を受けて摘発されるのかという、その理屈を説明してほしいんですが、これは法務省がやっぱり答えちゃ駄目なんです。

財務省も金融庁も、これ自分たちの問題としてお考えいただかないと、例えば保険なんていろんな保険を組み立てられるわけで、その組み立てた背後に何かテロ組織との関係があったなんてその保険を掛けた人はひょっとしたら自覚症状がないかもしれないというような事態も起きるかもしれない中で、一体金融関係の、あるいは財務省関係の法律がこれだけ別表三に残っているということについて、一個一個どういうふうにかえて同意をしたのかということが大きなこの委員会としての論点だと思っております。ちょっとその辺、今日は別に明確な答えをここで導き出そうなんというつもりは私もありませんので、どういう調整が行われて、皆さん、財務省と金融庁側としてはどういう認識でそれらの法律を残したのかということ、これを率直にちよっとお伺いしたいのですが、財務省と金融庁にお願いします。

○政府参考人(武内良樹君) お答え申し上げます。

この法律につきましては、今まで法務省との間で協議を続けてまいりまして、その協議の過程でどの法律を入れるということについて結論を得たわけでございます。

○政府参考人(池田唯一君) 金融庁におきましても、これは法律一般について言えることではありますけれども、省庁間の法令協議等を通じて協議を行ってきたところであります。その上で政府として成案を得ているということでもあります。ただ、テロ等準備罪の対象となる犯罪の範囲あるいは法律の構成等については、基本的に法案を所管する法務省の方から回答されるものであるというふう理解をしております。

○大塚耕平君 いや、これ、今のお二人の答弁を委員の皆さんも聞いていただいて、ううん、十分に本当に協議したのかなという印象を持たれた方がいらつしやるのではないかなと思います。テロ対策というふうに言われると、それは、テロ対策は必要だよなということで、国民的にも何となく、その部分については反対する人は誰もいませんし、我々だってそれはそうだと思ってるわけなんです。じゃ、そのテロ対策という冠の下で余り論理的ではない法律構成が組み立てられていて、そのことによって、将来、仮にこの法律が今後国会で審議されて可決されたときに懸念もされるし、まさしくそこがこれから議論になっていくんですけれども、恐らく財務省と金融庁の所管の法案は、ほとんどが元々現行法に含まれている組織的犯罪処罰のための網掛けで対処可能なものばかりで、このテロのために新たに作つた別表三に含める必要はほとんどないんじゃないかなというのがまず現時点での率直な私の印象なんです。だから、そういう問題意識の下にもう一回質問しますけれども、例えば保険業法がなぜその別表三に含まれなきゃいけないのかと。

もつと細かいことを言い始めると、例えば投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十六条四項とか、投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為の罪とか、もろもろ読んでいくと、何でもこれがテロ対処の法律の枠組みの中に含まれなきゃいけないんだろうかというのが長く財金で仕事をさせてもらっている者としては不思議でしようがないんですが、本当にこれ、法務省と法務省で議論した結果出てきている法案なのかどうなのかということが心配でならないんですが、もう一回、財務省、金融庁それぞれに、ちよっと自分たちも更に深く検討してみるのが必要があるということなのか、いや、もうパフフェクトだと思っておられるのか、どちらでしょうか、それぞれにお伺いしたいと思います。

○政府参考人(武内良樹君) お答え申し上げます。今般の組織犯罪処罰法改正案の作成過程においては、ほかの法律と同じく、主管官庁たる法務省から協議を受けていたところでございます。

○政府参考人(池田唯一君) 繰り返しの答えになりますけれども、法令協議等を通じ協議をさせていただき、その上で政府として得た成案であるというふうにかえております。

○大塚耕平君 法務省も。

○政府参考人(加藤俊治君) お答え申し上げます。

法務省といたしましては、法案を立案する責任官庁、主管官庁といたしまして、各省庁と必要十分な協議をさせていただき、現在御提案をさせていただいていると認識しております。

なお、一点だけ補足させていただきます。既に別表第一、第二に載っている、掲載されている罪であれば改めて別表第三、第四に載せる必要はないのではないかという御指摘がございましたが、先ほど御説明いたしましたように、マネーロンダリングの前提となる犯罪、それを別表第一、第二に載せておりますが、そこに載っているからといって自動的にテロ等準備罪の対象犯罪となるわけではございません。それをテロ等準備罪の対象犯罪とすることは、そのマネーロンダ

リングの前提犯罪とすることがどうかとは別の観点からまた改めて選択をしているものでございまして、この両者に重複して載っているものは多数あるわけでございます。その点を御確認くださいませ。

○大塚耕平君 それじゃ、法務省にお伺いします。テロリズムの定義そのものがこの法律に書いてあります。

○政府参考人(加藤俊治君) お答え申し上げます。

テロリズムの定義はこの法律案の中には書き込んでございません。

○大塚耕平君 それでは、結局、保険業法とか金融関係の法律は、多分、準備罪を適用するときに、防止をするということであれば、実際にお金を収奪される前に摘発をすることが必要になるわけなんです。準備罪の定義というのはどういうことになっているんでしょうか。法律の中に書き込まれていますでしょうか。

○政府参考人(加藤俊治君) お尋ねは、テロ等準備罪の構成要件がいかかなものかということのように思われますが、そうでありますれば、この法律案の六条の二にテロ等準備罪の成立要件は全て書き込まれてございます。

○大塚耕平君 今日は、まずは、何というか、私も小手始めの質問をさせていただいたつもりなんです。非常に懸念の多い法律であり、また法律構成はエレガントでなく、そして各委員会所管の法律が非常にたくさん含まれているんですが、それぞれの役割が十分に法務省ないしは法制局と協議をしたとは思えない部分があるなということを現時点では感じておりますので、今後も委員会等を通じてしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、あと十分少々なので、せんだつてこの委員会でも御質問させていただいた、京都大学の松井三郎さんという名誉教授が首相夫人にお願いをしてケニアにエコトイレを造る件について予算を八千万付けていただいたという、こういう件につい

ての質問を続けさせていたきたいというふうに思います。

驚くことに、二十二日にこの質問をさせていたいたんですが、二十一日に質問通告を出させていたところ、質問の前日、二十一日にこういうホームページにコメントが出ていたわけなんです。そう言われてみれば、前回の委員会のときに外務省から、議事録を読むと、既にホームページにも出ておりますというお話があったので、ああ、このことかと思っただけなんです。

これは、あれですね、先方に質問があるのでという事で問い合わせた結果、先方がこのコメントを出したという理解でよろしいですね。これは外務省にお伺いします。

○政府参考人(増島稔君) 御指摘のような事実関係ではございません。先方から自発的にホームページに掲載があったというふうな理解しております。

○大塚耕平君 しかし、外務省としては事実関係を確認するために先方に問い合わせたという理解でよろしいですか。

○政府参考人(増島稔君) 事実関係については私どもの方から確認をいたしました。

○大塚耕平君 そうすると、文書は御覧いただいたとおりですが、松井三郎理事の誤解による発言でありましたというのは、これは、昭恵さんのどういう対応を誤解とされたのかというのを確認してきてくださいというのを昨日通告してありますので、確認した結果を教えてください。

○政府参考人(増島稔君) お答え申し上げます。松井理事がおっしゃっている誤解につきましては、NICCOに確認いたしましたところ、外務省として、御指摘のありますケニアにおける新規案件に今年八千万円の予算を付けた事実がないにもかかわらず、松井理事が当該予算が得られたと単純に勘違いされたものであるとの説明をNICCOから受けております。

○大塚耕平君 この松井さんという方が、上の四角の箱、つまり講演でお話しになった内容を、

らめを言っているというふうに取り取るのも松井さんに対して失礼ですし、また、何か昭恵夫人が不正をするなんていうことは、それはもう僕もそんなことはみじんも考えていませんので、この両者を結合すると、なかなか予算が付かないということに対して、新年度の予算で何とかするように頑張りますと、あるいは助力しますというようになことをおっしゃったことを付いたというふうな誤解をされたということかなと推量せざるを得ないわけなんです。

加えて、今日は内閣官房土生さん来ていらっしやらないので恐縮なんですけれども、委員の皆さんはここで聞いてきていたのだと思います。が、官邸に行ったことは確認できていないし、そういうことは確認できない、記録もないというふうにおっしゃっていたんですが、何と前の日に、十二月一日に公邸に行つたと、こうやって先方が発表しているわけですから、そうであれば、この席ではつきりそう言ってもらった方がよかつたなと。こういうところの答弁の不誠実さに、やはりどんな疑問とか懸念が広がっていつてしまう原因を自らつくっているんですね、自らつくっている。

そういう意味では、ちよつとこの問題は更にフォローアップしなきゃいけないと思つていますが、外務省又は内閣官房にお伺いしますが、松井さんという方が映像の中で言及したエコトイレに関して過去に予算が付いたことがあるのかということ、それから、このNICCOという協会の主催する事業等に平成二十四年度以降今日まで幾ら予算が付いているか、簡単に数字をおっしゃってください。

○政府参考人(増島稔君) お答え申し上げます。外務省が実施しております日本NGO連携無償資金協力事業のうち、エコサントイレの設置を事業内容に含む事業につきましては、これまで十一件の実績がございます。上記案件はいずれも日本国際民間協力会、NICCOが実施しているものでございます。

それから、お尋ねがございましたNICCOが主催する事業に対して、同団体からの申請に基づいて外務省が平成二十四年度から平成二十八年度までの間に支出した金額は、年度別に申し上げますと、平成二十四年度約一・九億円、平成二十五年度約一・一億円、平成二十六年度約一・四億円、平成二十七年約四億七千万円、平成二十八年度約六千万円となっております。

○大塚耕平君 もうあと二問で終わりにしますが、この問題、ネット上でこういう展開になってしまったので、NICCOに対して、この予算はもう可決されましたので、今後どのぐらいの予算が執行されるのか、決まった段階ないしは決まる直前の段階で御報告をいただきたいと思つておりますので、お願いをしておきます。

最後になりますが、森友問題でもう一問だけ。これは内閣官房か理財局長かにお伺いしますが、籠池さんから谷さんに送付された手紙、これは、たしかどなたかがパネルに見せるというののやつっているんですが、公開をされないんでしょうか。つまり、例の寄附金の問題も含めて、公開しなれば、例えば、冒頭に先日は御寄附ありがとうございましたとございましたとかですね、書いてあるか書いていないかというのは、これは結構重要な問題なんです。だから、公開をしないでいただくべきだと思ふんですが、公開する御予定はあるんでしょうか、ないんでしょうか。これを最後の質問にします。

○政府参考人(望月明雄君) お答え申し上げます。

御指摘の手紙の公開につきましては、さきの予算委員会、三月二十四日、大塚委員の方からも既に御指摘をいただいております。その後、予算委員会の理事会の預かりという形になっておりまして、直近ですと、三月二十七日の参議院の予算委員会、こちらの方で辰巳孝太郎委員から質問がございまして、それに対して官房長官の方から、同委員会理事会で協議されていると承知しており、その判断に従いたいという形で御答弁をさ

せていただいているところでございます。

○大塚耕平君 終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。本日いただいた時間が二十分といううちよつと難しい尺の質問の時間になります。今日、いろいろ考えたんですが、あえて一つのテーマに絞りました。先ほど大塚理事からも質問ございましたけれども、今問題となっておりますアパート融資について少しお伺いをしたいと思ひます。

あえて取り上げようと思ひましたが、この委員会でも度々言及されてきたわけでありまして、今週日曜日の日経新聞に大分大きな記事が載りました。内容を紹介しますと、金融機関による不動産向け融資が十二兆円を超えた、過去最高でバブル期も上回っているという話がありまして、先ほどもまさに大塚理事が当時の状況と似ているという話をされました。私もちよつとこれは異常な状況なのかなというふうに思ひまして、今日、ちよつとなるべく先ほどの質問と別の角度からいろいろお伺いをしたいと思ふんですが、先ほどの議論の中にもありましたとおり、相続対策としてやつぱりアパート融資に取り組む、アパート投資に取り組むという方が多いというのは恐らく多くの皆様の認識の一致するところかなというふうに思つております。

まず、議論の初めとして、金融庁として先ほども少しありましたこのアパート融資の実態というのは、日銀統計でいろいろ数字が出てきているわけでありまして、これ記事の中にも、アパート融資の金額というのが二〇一六年で三・八兆円と先ほどの十二兆の中の三・八兆円ですから、まあ三分の一ぐらいですね。で、これ対前年比が二一%増ということで、大分やつぱり伸びが大きいんです。

ここをちゃんと金融庁として把握しているのか、また、その先も踏まえまして、将来的にも不良債権化する、そういう懸念があるのであれ

ば、きちつとこれ今のうちからは正措置なり打つていただきたいわけでありますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(三井秀範君) 不動産融資、中でもアパート・マンション向け融資の御質問でございます。

お答え申し上げますと、まず不動産業向けの貸出しということの状況でございます。残高の伸び率ということだけで見ますと、過去の拡大局面と比べて必ずしも高いというわけではないんですが、絶対額、新規融資額で見ますと二〇一六年は通期の比較において過去最高水準であるところでございますまして、そこは先生御指摘のとおりでございます。

また、不動産向け融資の増加の要因には、二〇一五年度の税制改正に伴う相続対策としてのアパート・マンション建築資金というのがあり、うふうに私も承知してございます。

御質問の金融システムの健全性という点でございますけれども、このアパート・マンションローン等のデフォルトについて見ますと、現状低位で推移しておりますし、また担保で債権が保全されておるといふ状況でございます。

また、相対的に資産富裕層向けに行われているという実態もありまして、足下、金融機関の健全性に重大な問題が懸念される状況ではないというふうに認識してございますが、いずれにしましても、今後の動向についてはしっかりと注視してまいりたいと存じます。

それから、このアパート・マンションローンについての新聞報道にあったところでございますけれども、実際お聞きしておりますと、不動産業者から持ち込まれてアパート・マンション融資に至るといふケースが多いというふうにお聞きしております。家主イコールそのローンの借り手というふうになりますけれども、こういった家主のローンの借り手の方が空室リスク、将来的に空室が出てくる、増えてくるというリスク、あるいは賃料が下がっていくというリスクについて十分に

理解していない状況も散見されるところであるというふうにご認識してございます。

そうしたことから、金融庁におきましては、金融機関においても、金利上昇や空室リスクあるいは賃料低下のリスクについて、融資審査の際に適切に評価した上で、それらを分かりやすく借り手、家主の方に伝えるように金融機関に要請しているところでございます。

○平木大作君 現状でもデフォルト率は低位で推移していると、あるいは、この論点はそもそも不動産で担保されているということもあるという御指摘でありまして、ただこれ、やっぱりちよつと長い目で見ていかないといけないわけですね。今、いろいろ見ていく点、注視していくんだというところも御紹介いただきました。

関連してちよつともう一つお伺いしておきたいんですが、今御紹介したこの日銀の統計というのは、そもそもいわゆるノンバンクから出されている融資というのは含まないんだということも同時に言われておりまして、じゃ、いわゆる預金を預からないノンバンク、リース会社等とか信販会社等とか、そういったところから、実際にこれ、不動産融資なりアパート融資なりというものが大分行われているとすると、こつてちゃんと指導、監督されているのかということがやっぱり一つ問題になるわけでありまして。

この点について、金融庁としてきちんと把握できているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) 金融庁におきましては、消費者向け貸金業者や事業者向け貸金業者のほかに、委員御指摘のような信販会社あるいはリース会社などの貸金業法の登録を受けた貸金業者から、これは年次ベースでございますけれども、住宅購入資金を含めた消費者向け貸付残高あるいは事業者向け貸付残高について報告を受けております。

議員御指摘のアパート融資の計数そのものの報告というのはいないんですけれども、このアパート融資を含む個人向けの住宅資金貸付けの残高、こ

れは把握しております。これは、微増傾向ということでございます。二十六年三月末に一・一兆円、これは対前年比マイナスの〇・〇八%、二十七年三月末はそれに比してプラスの〇・〇二%、二十八年三月末は前年に比してプラスの〇・一一%ということでございます。微増傾向にあるというふうにご認識しております。

○平木大作君 一応念のための確認なんですけれども、ノンバンクというところ、いわゆるちよつと監督官庁が金融庁だけではなくて、例えば経産省なりほかの省庁も見ているというイメージがありまして、本当に確認なんですけれども、つまりこういう不動産の融資あるいはアパート融資行っている事業の部分、これは金融庁として、ある意味金融機関だからとノンバンクだからという形ではない、この理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 業態いろいろありまして、他の役所の管轄の部分もあるのでございまして、他、我々は、あくまで貸金業法に登録された業者ということで、それは、いわゆる消費者金融を行う貸金業者のみならず、信販会社であるとかリース会社もまさに貸金業を行うという形で統一的に見ております。

○平木大作君 先ほどの御答弁の中でもありましたアパート融資が増えてしまっている一つの遠因として、そもそも賃貸不動産事業者が相続税対策になりますよと言って大分勧誘に歩いているという話があります。

今日、ちよつと国交省にも来ていただいております。結局、なかなか融資でアパートを建てるといふことのリスクが不動産を所有している方に分かっている。安易に不動産投資に乗り出してしまふときの一つのきつかけが、いわゆる不動産事業者がアパートを建ててくれたら長期一括で借り上げますよというふうな約束をする、だから、ああ、これなら安心なんだねといつてやってしまふ、いわゆるサブリース契約というのがございまして、この点についても、最近、空室率が上がって

くるに伴いまして、当初約束していた賃料というものが入らなくなってくる、どんどん下がってくるみたいなことで訴訟になったりですか、いわゆるトラブルが起きていっていることも一部報道で見られるわけがあります。

この点について、こういった不動産業者と土地の保有者との間のトラブルですか、最近どういう形で勧誘が行われているのか、こういう点についてきちつとこれ、国交省、把握をされているのか、またもし問題があるとなれば、これきちつと正の措置、指導されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(海堀安喜君) お答えいたします。サブリースに関する家賃保証契約等についてでございますが、私ども報道や賃貸住宅管理業者などから報告を聴取することによりまして、その一部でトラブルが発生しているというところは承知しております。

こういったことを踏まえまして、国土交通省では、賃貸住宅の管理業の適正化を図るために、平成二十三年十二月から、サブリースを含む賃貸住宅の管理業者の任意の登録制度、これは任意でございますが、登録制度を開始させていただいております。御指摘のようなトラブルの発生を受けて、この任意の登録制度を、昨年八月、制度改正を行ったところでございます。

具体的には、家賃保証をめぐりますトラブルのより一層の防止のために、サブリース契約の締結前の貸主への重要事項説明、これの内容に将来の家賃変動等の条件に関する事項を明記するというところで、必ずそういったことを説明するということの説明内容の徹底を図ることいたしました。また、加えて、昨年の九月には、この制度改正と併せまして、将来の家賃変動の説明について、サブリース契約、これは大家さんから借り受けるサブリース契約だけではなくて、その前にありますいわゆる賃貸住宅の建設契約、この建設契約のときにいっても十分な説明を行うように、いわゆる登録規定に登録している業者のみならず、登録し

ていない事業者も含めて広く業界団体に指導を行つていこうと思つております。

今後とも、関係機関と連携いたしまして、サブリース契約を含む賃貸管理業の適正化に努めてまいりたいと思つております。

○平木大作君 これもちよつと念のための確認なんですけれども、今きつと契約の中に当初約束したものが下がっていくようなリスク、そういったものを明記させるんだとお話ありましたが、今これ行われている、あるいはこれまで行われているものというのは、例えば下がると書いてあるんだけれどもすごく小さい字で契約書に書いてあつて気付かないように書いてあるとか、いわゆるちよつと詐欺的な勧誘が行われていないか、この点、把握されていきますでしょうか。

○政府参考人(海堀安喜君) 先ほど答弁させていただきましたとおり、この賃貸住宅管理業の制度というのは、平成二十三年から、我々、任意の制度としてスタートさせていたしております。

今先生御指摘のいろんな条項というのは、結構それから、それより前にいろいろやられていたというところで、そういったことを含めて、我々、いわゆる説明の適正化ということを今関係業者に指導しているところでございます。

○平木大作君 是非これ注意して見守つていただきたいと思つております。

もう一点、ちよつと気になることがありまして、今度また別の角度なんですけれども、このアパートを建てていくという話を、具体的な事例を聞くときよく出てくるのが、畑のままほつておいてもしようがないからいわゆる農地を転用してアパートにしているんだみたいな事例が割と多くて、私もちよつとこれ気になっております。特に最近、委員の皆さん御存じだと思つていただけますけれども、農地の転用については、この許認可というのが、基本的に今とんだんだん地方分権化の流れの中で、大臣とかあるいは都道府県知事ということからいわゆる市町村の方に落としていくという流れの中にあります。

こういう中であつて、本来だったらきちつと保全されなければいけない農地が、大局的な観点から判断をなされずに、ある意味安易な形で農地転用というのが認められているんじゃないかという御指摘もあるわけでありまして、これについて、これ農水省にも来ていただいておりますので、近年アパートに転用されてしまつた農地というのは一体どのくらいありそうなのか。あるいは、農地転用というのは基本的にやつぱり安易に認めてはいけないというふうな認識をしておりますけれども、この点について何らかの措置を講じられているのかお伺いしておきたいと思つております。

○政府参考人(新井毅君) お答え申し上げます。第五次地方分権改革一括法により農地法の一部改正によりまして、農地転用許可権限につきましては、昨年の四月一日から農林水産大臣が指定します市町村が都道府県知事に代わりまして農地転用許可を行うこととしたところであります。

が、現時点での指定市町村の数は四十一市町村となつております。その際、農地転用許可基準等の緩和を行つていないというところでございます。

このように、この度の地方分権に際しまして規制緩和を行つておりませんし、また、指定市町村の仕組みが施行されてからまだ一年足らずというところでございますので、その制度の移り変わりによつてどれだけアパート向けの農地転用が増えたかということ把握していかないところでございますけれども、そういう状況でございますので、現段階では、市町村への農地転用許可権限の移譲によりましてアパート建設投資が増えたとは考えにくいのではないかとこのように考えています。

農振制度あるいは農地転用許可制度、これは、優良農地の確保を図りながら住宅を含む農地転用の需要を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導する仕組みとなつておりますので、農林省といったしましては、今後とも制度の適切な運用に努めてまいりたいと思つております。

○平木大作君 いわゆる転用の許可権限自体は都

道府県ですとか、あるいは大臣ですとか、そういったところから市町村にという流れはあるんだけれども、まだ始まつたばかりであるということと、そして、その農地転用の基準自体、これ自体を別に緩和しているわけではないんだ、きちつとこれまでどおりの基準の中で、あくまでも権限、いわゆる許認可権者が替わつていただけの話であつて、規制を緩めているわけではないというお話でありました。これ、なかなか今の農地の転用というものが止まらないという現状があります。その中で、きちつと農水省としてもこれ見ていただきたいと思つております。

もう一度、ちよつと融資の方に戻つていきます。これ、金融機関としては悩ましい問題だと思つてですね。不動産に過度にいわゆる偏重した融資やつちやうやいけないんだというのは何となく分かつていると思うんですけれども、一方で、先ほどもありましたけれども、一つは、これ担保が取れる貸付けでありますから、ある意味、無担保のものとか事業の将来性を見ましたというもののよりは裏議として通しやすい、現場としてやつぱりそういう判断になるわけです。そして、こういうものが積み上がったつて、例えば金融庁として指導していただいて、これちよつと不動産に偏重し過ぎていませんかと言われますと、多分次に個々の銀行の判断として出てくるのは、あつ

じゃ、自分の銀行のアセットが不動産に偏重しているんだつたら、これちよつとバランスシートから切り離せばいいという判断が次働くはずであります、ここについては、いわゆるアパート向けですとか不動産向けの融資の部分を証券化していわゆる今度売却する、市場で売却するということ、これ技術的には全然普通にできてしまうわけですね。

この点について、今実際にちよつとこういうアパート融資とか、そういったものが証券化商品になつて出回つていっている話もちつと聞くんですけれども、金融庁としてどう把握されているのか、お伺いしたいと思つております。

か、お伺いしたいと思つております。

○政府参考人(遠藤俊英君) 証券化の件に関しましては、証券化市場の動向調査というのがございます。これは日本証券業協会と全国銀行協会が取りまとめているものでございますけれども、これで見ますと、これ、直近一年間の証券化事案におきまして、裏付け資産がアパートローン債権であると報告されている事案はないものというふうな承知しております。

この証券化市場の動向調査は、二〇〇四年以降、これ毎月、日証協、全銀協が金融機関から報告を受けて月次で集計を公表しているというものでございまして、今回これ全て見ましたけれども、アパート融資を原債権にして証券化している事例はなかったというところでございます。

○平木大作君 アパート融資、原債権にしたものはないということであれば、これで安心という話ではまたないと思つております。ただ、同様のものがちよつとあると私も市場関係者からちつと聞いただけですので、実際ちよつとどういふものなのか、勘違いされているのであれば、それはそれでよしとするんですけれども、この辺の話というのは、いわゆるリーマン・ショックをどうしても連想させるわけですね。リーマン・ショックの引き金となつたアメリカでいうところのサブプライムローンとまさにちよつと重なるところがあります。

これ、例えば原債権として、何を原債権として発行しているのかということと同時に、やつぱり見ておかなきゃいけないのは、今マイナス金利下で、とにかく金融機関、機関投資家、大変運用環境は厳しいという中であつて、少しでも利回りが出るんだつたらいつてやつぱり手を出すところから私出てこないこともないなというふうな思つております。こういった点、いわゆる発行の状況もそうなんですけれども、運用商品としてこれ例えば機関投資家がどのくらい持つていそうかと、そういった点も是非今後注視して見ていただきたいと思つております。

もう時間なくなりました。これ、本当でしたら政府全体としての方針としてお伺いすればいいんですが、やはり今日の質問の中でも、例えば、農水省にお話を伺いしたり、国土交通省にお伺いをしたり、これはなかなか一挙に解決するのが難しいというか、銀行の健全性というところだけで解決をしようとするという問題、だというふうに思っております。そういう意味で、これ例えば、金融庁に最終的にはきつとグリッブを握っていただきたいんですけども、他省庁としっかり連携しながら、この問題、引き続きこれ注視していただきたい、また、必要とあれば、是正措置、取り組んでいただきたいと思います、この点について最後お伺いして終わりたいと思います。

省庁とも連携して適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○平木大作君 終わります。ありがとうございます。

○大門実紀史君 大門です。

森友問題はまた材料が出てきたときにやりたいと思います。松川さんもめげないで頑張っていただいたいと思えますけれども。

おととい、二十八日に決算委員会が森友ともに取り上げたのが銀行のカードローンなんですけれども、ほとんどゼロに近い金利で調達した資金を生活費が足りないようなワーキングプア層に四％もの金利で貸しているという問題でありましたけれども、今日はその銀行の問題を課税の面から取り上げたいと思えます。

まず、その税の話の前にカードローンの話で、大塚副大臣がそこにいらつしゃいますので、副大臣は元銀行マンで金融詳しくて、そして、あの二〇〇六年の貸金業法改正のとき一緒に、改正するために一緒に取り組んだ同志だというふうな思っておりますけれども、あのときのサラ金問題、高金利問題が大銀行のカードローンという形で表面化してきているという点について、今の銀行の在り方も含めて、当時一緒に頑張った方として、副大臣の立場として今どうお考えになつていらっしゃるかと、ちよつと感想を聞かせてもらいたいと思つて。

○副大臣 大塚拓君 一昨日、決算委員会が麻生大臣との質疑を聞きながら、あの二〇〇六年当時、一緒に取り組まさせていたいただいたことを懐かしく思い出していただけてございますけれども、私自身、今直接所掌しているわけではありませんが、当時のように、当時のこととちよつと振り返りつつ、少し思いをお話ししたいと思えます。

私は、明らかに多重債務問題が大きな社会問題、百八十万とか二百万とか言われるような数の方が多重債務に陥つていたわけですが、結局、貸金業者がどう考えても返せる当てがないよ

うな貸付けを行つていた。高利で、所得に見て高額の貸付けをしていて、しかもその資金使途を見たところ、それを消費しちゃったり飲んだりしまつたりギャンブルに使つたり、元々返ってくるわけでもないようなお金を、しかも安易に、無人機とかそういうのが非常に普及をしていて、そういう中で貸付けを行つていたことによって、当然のことのように、借りた方、返せなくなると。

返せなくなったときに当時起きていたのは、大手に最初借りて返せなくなつたら、もうちよつと審査基準の緩い中小に駆け込んで、当時、サラ金と二階に行つて借りて三階に行つてと、こういうふうに行つて、そのビルを全部制覇してしまうと今度は闇金業者に行くしかなくなると、こういうことで、闇金業者で借りて返していたと。闇金業者は、当然普通に取引立てて返ってくるわけがないので、最後は体で払えという、こういうようなことになつていくという状況だつたわけでございます。そして、これ、金融論的に見ると、明らかに市場の失敗が起きていたんだというふうな思ひます。

返せないものを、これ経済学用語で言う逆選択とかアドバースセレクションとかいうふうな言いますけれども、そういうことで市場が劣化をして外部不経済というのが発生をしていて、その外部不経済というのは、もう取りも直さず闇金業者にとつての市場というものを正規の業者がつくり上げてしまつていった、こういう状況になつていたことを踏まえて貸金業法の改正というものを一緒に取り組まさせていたわけで、これはかなりきつちりした形で貸金業法の改正ができたというふうな思っておりますけれども、そういう経緯で、貸金業界自体は相当適正化が進んできたものというふうな思っております。

金額規模も、当時十二兆以上あったのが今二兆そこそこ、こういうぐらゐの規模感になつてきて、要するに、闇金業者に拾つてもらわなければ貸せないようなものは貸さないということがかな

りで上がったわけでございますが、そこに、あろうことが銀行がカードローンということ、相当これ急激に伸びてきているわけでございます。

低金利環境なので、収益を求めて安易に走つてしまふということが起きているのではないかなというふうな思っておりますけれども、思い返せば、当時も貸金業者が銀行が手を貸すような形で進出をしていったんですからね。それで貸金業に信用を付与するような形になつて気軽に借りる人が増えてしまつたと、こういうことがあつたと思うんですけども、当時は、少なくともそれでも銀行の方が貸金業者よりはちゃんと与信をしているという前提に立つた業法改正をやつていんですけれど、今、果たしてどっちの方がちゃんと与信をしているのだろうかということも含めてよく見る必要があるんじゃないかというふうな思つておりますけれども。

その当時の貸金業法改正の趣旨というものを、今の銀行がこれをよく理解して、それに沿つた経営をしているのかどうか。それから、大銀行ですから社会的責任というものは非常に大きいものがあるわけでございます。そうした自らの社会的責任というのをしっかりと認識をして、それに合致するような行動を取つていらっしゃるかと、こういった点を、これをよく見て、カードローン業務が適正に行われているかどうか、これ金融庁においてしっかりとモニタリングされるものというふうな認識しておりますけれども、まあ適正な市場、せつかくつくり上げた適正な市場ですから、またその市場が悪い方向に行かないようにしっかりと注視していかなければいけないのではないかなというふうな思つていところでございます。

○大門実紀史君 是非、大塚さんの立場からも注視していただきたいというふうな思ひます。

本題の方に入りますけれども、大塚さん、元気があり余つていらっしゃるようなんです、もう一問、大塚さんに聞きたいと思ひますけれども、異次元の金融緩和でメガバンクにじゃぶじゃぶに供給されたお

金がどこに向かったか。先ほど、一つは平木さんから言われた不動産の方ですね、一般貸付けが伸びませんので。もう一つが先ほどのカードローン。実はもう一つ、資料をお配りいたしましたけれども、海外への融資が伸びているわけでありまして。とりわけタックスヘイブンですね、オフショアのところもずっと伸びているということでございまして、特にこの問題になつてきておりますけれども、タックスヘイブン、ケイマン諸島への融資額がこの間急増しているんですね。これ、額が大きいのであれなんですけれども、急増しております。ケイマンへの貸付額は、直近のデータでいきますと、昨年末の段階で約六千二百八十億ドルですので、七十兆円を超える巨額の融資が日本からケイマン諸島に行われております。

大塚副大臣にお聞きいたしますけれども、財務省として、課税当局として、日本の銀行が今問題になつておりますタックスヘイブンのケイマンにこれだけの巨額の融資をしているということに課税当局として関心を持つておられるかといいますか、注視されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(大塚拓君) これは財務省としても大変関心を持つて注視をしているところでございまして、あわせまして、政府の税制調査会とか与党の税調の方でもこれは関心を持つて見ていられるところだと思ひますけれども、昨年の政府税調あるいは平成二十九年年度与党税制改正大綱というところにおいても、グローバル経済、日本経済の構造的変化として、オフショアセンターへの資本蓄積及び日本から証券投資残高においてケイマン諸島が米国に次ぐ二番手に今急伸しているというこの事実、当時は二〇一四年の数字を使つて約六十三兆円となつておりましたけど、最新の数字だと七十兆を超えてきていると、こういうことだと思ひますけれども、こういうことが指摘をされている中、財務省としても、多国籍企業等における国際的な租税回避に適切に対応する上でこうした実態をこまますしつかり把握をしていかなきゃいけ

ないということがございますので、そのために、BEP Sの最終報告書でも書かれていたことを、これを受けた形で多国籍企業情報の報告制度というのを導入しております。

それから、これは更にしつかり裏を取つていかなきゃいけないということで、金融機関、海外の機関を利用した脱税というのに対処をしていくために海外の情報をちゃんと取得をしなればいけないということ、これは国際基準に基づいて、非居住者に関わる金融口座情報を、ケイマン諸島、これを含んで百か国あるいは地域との間で自動的に交換する、こういう制度を平成二十七年で改正で導入をしてきているなど、措置を講じているところであるわけでございます。

これを、こうした流れにしつかり状況の把握も努めていき、また穴になつているところがあつたらこれをしつかり塞いでいくということが今後も取り組んでいく必要があるというふうにご考えておりますけれども、一方で、租税回避目的であるものとそうじゃないものというものの峻別もいささか難しいところがありますから、こういったところも実態をよく把握をして、実体経済に影響を与えないとか、適正なものじゃないものをしつかりと抑えていく、こういう制度、そして運用に向けて更に頑張つていきたいというふうに思つております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

この間、もう少し御紹介いたしますと、メガバンクなどが、巨大銀行グループがこのケイマンに融資している中身なんですけれども、これはケイマン諸島を拠点とするヘッジファンドと連携を強めているわけでありまして、例えば三菱UFJグループは、これはもうケイマンのヘッジファンドの管理会社を次々買収しております。それから、三井トラストも、イギリスのマン・グループというケイマンにある大手ヘッジファンドと連携をして業務提携をしております。

要するに、日本のメガバンクがケイマンのファンドに融資する理由というのは、そのファンドに

はいろんな投資家からお金が集まるわけですから、その資金を何倍かの資金にすること、レバレッジを利かせて利幅を大きくするためにはファンドに加えて日本のメガバンクは融資しているということでございます。この銀行融資がタックスヘイブンのファンドに貸し付けられて、それが投機マネーとして循環をして、この間いろいろいわゆる為替の市場の乱高下を拡大させているということになるわけでありまして。

この点で注目されるのがヨーロッパで、こういう投機的な金融取引とか金融機関の投機に関する課税制度が導入されてまいりまして、三年前のこの委員会でも詳しく取り上げさせていただいた問題でありますけれども、その後の経過も含めて質問したいと思ひますが、まず資料を配付いたしました、二枚目の資料ですけれども、これ、イギリスやドイツ、フランスが導入しているいわゆる銀行税でありますけれども、星野さん、簡単に結構です、概略をちょっと説明をお願いしたいと思ひます。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

欧州主要国、今先生御指摘ございましたイギリス、ドイツ、フランス、二〇一一年にこういう制度が導入されておりますけれども、リーマン・ショックを契機といたしまして、国際的に金融危機に伴うコスト負担等に関する議論が提起される中で、そのための方策としていわゆる銀行税が導入されたものと認識をしております。

例えばイギリスの例で御説明をさせていただきますと、イギリスでは、銀行に対して経済危機に係る幅広いコストに対応するための費用を負担させるとともに、低リスクでより安定的な投資を促すことを目的として、バンクレビーと呼ばれる

おります銀行税が導入されております。具体的には、原則として銀行の負債、資本の総額から預金と自己資本の額を除いたものに對しまして現在は〇・一七%の税率で課税をしております。なお、長期負債等長期資金の調達に係る部分に

ついては〇・〇八五ということで、低い二分の一の軽減税率が適用されておりますが、この税率は現在徐々に段階的に引下げを行うという予定になつております。こうした負債、資本に対する課税に加えて、二〇一六年からは、新たに銀行の利益に対しても八%の税率で課税する制度、バンクサーチャージと呼ばれておりますけれども、こういった制度が導入されているということでございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

これは、二〇一一年と書いてあるとおり、やっぱりリーマン・ショックを受けてこういうふうな課税制度が導入されてきたわけでありまして、今、星野主税局長からあつたとおり、一つは、銀行の投機的な、マネーゲーム的な動きを抑えるということ、もう一つは、いざ金融危機が起きたときにその費用を誰が負担するのかという議論があつて、書かれているとおり、銀行、金融機関にそういう金融危機に発生するコストについては負担させようという議論の二つからこういうものが具体的に導入されてきているということでございます。

時間の関係で、三枚目に金融取引税も書いてございまして、これも、これはもうこちらで、私の方で簡単に説明いたしますと、この金融取引税の方は、まさに投機的な取引について課税するというところで、簡単に言いますと、証券等の取引の回数、譲渡の回数、回数が多くなれば多くなるほど負担が重くなるというようなことでありまして、つまり、投機の、ずっと資産が、長期的な投資で持つていくということではなくて、もう絶えず売買をして利ざやを稼ぐというマネーゲームをやればやるほど課税されますよというのが金融取引税でございます。

これは銀行税とはちょっと違つて、これは国際連帯といひますか、国際的にみんなやろうというところにならないとなかなか難しいものがあつて、フランス、イタリア等々はあれしませんが、EUの中での議論はまだそれほど進んでいないという

のがあります。それは国際連帯という難しさがあ
るかというふうに思います。

もう時間の関係で麻生大臣に伺いますけれど
も、三年前にこういうものをお考えいただくべき
じゃないかという質問したときに、もちろん議論
すべき課題だということ、やっぱり国際連帯
の、国際的にやらなきゃいけない問題だといふこ
とをお答えいただいていた、その認識はまず変わ
らないかと思いますが、いずれにせよ、更に
研究していただいて、何から実現できるのか、よ
く検討してもらいたいと思うんですけども、麻
生大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 大門先生の御指摘のこ
の銀行税とか金融取引税の話ですけれども、今、
星野の方から説明をいたしましたけれども、リー
マン・ショックのときの話で、銀行の不良資産や
ら何やらにやらの話で、銀行の不良資産や
た数字とは全く違った。ところが、我が方は、
リーマン・ブラザーズのサブプライムローンに
引つかつた人の数が少なかった。日本の銀行は
大したものだといふような話になったんですけど
ども、それは確かにそうなのかもしれないが、
あの難しいデリバティブの話を理解できる英語力
が日本の銀行にはなかったんですよ、僕はそう
思っています。だから、あれだけ売りに来て、
日本を買っていませんもんね、あれ、正直なところ。
英語ができなかったからでしょうと僕はいつ
もからかうんですけども、結果として買わな
かったんですよ。買わなかった結果、日本の銀行
の内容はヨーロッパに比べて物すごく内容が良く
見えましたが、だから、あのサブプライム
のあれを買ったか買わなかったかでこんなに違っ
ちゃったということだったと思つて、私は今でも
そう思っているんですけども。

その議論になつて、いわゆる経済危機とか、あ
あいつた、欲にくらんだ経済危機の話なんですけ
れども、みんな欲にくらんだから売るとして、し
けれども、とにかく、それはともかくとして、対
応した費用について金融セクターに負担を求める

という点と、もう一個は、いわゆる、怪しげな不
健全な経済的投機を抑制するということを目的と
してあれを導入、今回、富裕税と銀行税、これを
導入したのが多分ヨーロッパの、ドラギなんかの
話聞いてみると、ドラギってECBの総裁ですけ
ど、あの人の話聞いてみるとそうなんだと思ふん
ですが、日本の場合は、今金融機関に対する規制
もすっかりしてしまつた、そのところもあつた
し、九七年のアジア通貨危機のあつたあの辺りも
加えて、その前の銀行に対する返済金が多くて貸
出しが全然増えないという、早い話が貸金業が成
り立たないような状況というのがかなり続いた時
期がありましたので、そういったこともあつたの
で、結構銀行のリスク管理というのはきちんとして
ざるを得ないような状況に陥つていたこともあつ
たもので、今直ちにこういうことも導入
しなきゃならないという状況に今あるかと
言われると、私は今の状況ではまだそういう状況
にはないだろうなと思つてゐるの一点。

もう一つは、こういう取引税というのを仮にや
るとすると、これは多分中小には、結構そちに
影響が大きいかなという感じがしますのと、取引
自体が下手すると海外にシフトしかなれないとか、
いろんなことを考えておかないかぬなと思ふん
ですけれども、いずれにしても、こういった新し
いものを導入するというのは十分な留意をして、
税金というか、新しい税をつくる場合にはよほど
注意してやらぬといかぬものだと思つております
ので、いずれにしても、こういったものを検討す
るに当たりましては、どういった影響が出るかと
かいろんなことを考えて、公平でかつ効率的とか
そういう点とか、既存の税制とはどういふふう
にさせるかとかいふような幅広く検討する必要が
あるんだと思ふんですけども、いずれにしても
今、先ほど、大塚先生の質問じゃありませんけ
ど、将来にわたつていふんなことからの状況の中
で銀行の状況がどうなつていくかというのを考え
ていつたときに、こういったヨーロッパで起きた
話が日本で起きないという保証はありませんか

ら、そういった意味においては、こういうふう
にあらかじめ検討しておく必要はあるかと思つて
おります。

○大門実紀史君 終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。よろし
くお願いいたします。

岩田副総裁にお聞きしたいんですけども、私
が銀行にいて現役の頃、日銀のバランスシート
が五十兆、六十兆ぐらいのイメージがあるん
ですけども、日銀の今統計資料を見ていて、一番
の資料を見ていましたら九八年の四月だつたん
ですが、そのときのバランスシートは大体八十兆
円。今二月現在で四百八十八兆円ということ
で、この二十年近くで約六倍超になつたわけす
けれども、同じ時期にECB、FED、どのくらい
バランスシートを膨らませたか教えていただけ
ますでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 一九九九年の三月末時
点と比較しますと、ECBは約五倍になつていま
す。

○藤巻健史君 あと、FEDはいかがですか。

○参考人(岩田規久男君) FEDの場合は約九倍
でございます。

○藤巻健史君 それ、九九年と比べてですか。

○参考人(岩田規久男君) 九八年の三月です。

○藤巻健史君 九八年。ああそうですか、分かり
ました。私の認識とちよつと違つていたんですけ
ど、まあそれはいいとして。

あした発表されるECBの消費者物価上昇率な
んですけれども、前月二%、前年比ですね、二%
でしたから、あしたの数字が二%に達すると、そ
ろそろECBも出口を模索せざるを得なくなる
と思ふんですね。FEDは当然のことながらテーパ
リングを終えているわけですから、そういう面
でいうと、日銀のみが出遅れている感じがするわ
けですが、それについてどういふコメントがあり
ますでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 日本は、欧米と比べて
物価上昇率が高まらない背景としては、予想物価

上昇率が依然として低い水準にとどまつていて
ということが挙げられると思います。すなわち、昨
年九月の総括的な検証で示したとおり、日本にお
ける予想物価上昇率は過去の物価上昇率の実績に
引きずられやすい傾向があります。そのため、二
〇一四年以降の原油価格の下落などの影響から
お弱含みの局面が続いていると判断しております。

しかし、今後、世界経済が好転する下で日本の
景気回復の足取りもよりしつかりしたものになつ
てきておりますので、二%の物価安定の目標には
なお距離がありますが、この点、そういうこと
で、予想物価上昇率の点で米欧や欧州などと大き
く状況は異なっております。したがって、現状で
は二%物価安定の目標をできるだけ早期に実現す
るために、現在の金融市場調節方針の下で強力な
金融緩和を進めていくことが適切だと思つており
ます。

○藤巻健史君 検証のときもそうだったんすけ
れども、為替の話、出てこないですよ。原油価
格が下がつていふことは、別にECBにお
いてもFEDにおいても同じだったと思ふん
ですが、やはり為替が大きい原因だといふふうにお思
いになりませんか。円高が進んでしまつたがゆえ
になかなか消費者物価指数が上がつていなかつた
といふふうには思わないでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 原油価格が下がつた
と、アメリカもECBも、両方の、ユーロも、
ユーロといふんですけども、両方とも予想物価上
昇率ある程度やばり下がつています。しかし、日本
の下がり方が非常に大きいんですね。しかし、だ
んだんと原油価格が戻つてきますと、やはりアメ
リカやヨーロッパではもう既に予想物価上昇率は
二%近くにまた戻つてまいります。

それは、なぜそうなるかといふのは、ア
メリカもヨーロッパも、ずっともう長い間大体二
%ぐらいの物価安定を維持してきたといふ長い
歴史があるわけなんです。そのために、一時的に原油
価格によつて欧米でも予想物価上昇率が下がるん

すけれども、それは一時的に止まるわけですね。ところが、日本の場合には、今までもうずっとデフレでありまして、二%のインフレというのを維持したことは実績が全くないわけでありまして。そのために、どうしても原油価格下がつてくると予想物価上昇率も下がり、それが多少上がつても、なかなか欧米のように、二%の物価安定の実績のある欧米のように予想物価上昇率は上がらないということが一番の原因だというふうに思います。

○藤巻健史君 今ちよつとお聞きしていると、最初、私の認識も違つていたんですけども、逆に、私はこれ反対なんですけれども、ECBとかFEDはかなりバランスシートをでかくして、日銀が六倍だったならば更に日銀に量的緩和を進めろという意見が出てきちゃう可能性がありますけれども、それについてどう思いますか。先ほど、ECBの方が五倍で、FED九倍だとおっしゃっていました、日銀は六倍です。量的緩和を推奨する方、私は絶対反対なんですけれども、推奨する方からは、だったら日銀がまだ量的緩和が少な過ぎないかという意見も出てきちゃうと思いますが、いかがですか。それについてどうお考えですか。

○参考人(岩田規久男君) おっしゃる様に、量的緩和でもっと進めろという意見、そういう学者の方もいらつしやると思います。ですが、総括的な検証をした結果、それよりもイールドカーブコントロールの方がむしろ物価安定目標二%達成する上では有効であり、そして持続的な可能性も高いということが経験で分かつたわけでありまして。経験し、研究して分かつたわけでありまして、そういう政策を今取つていくということでございます。

○藤巻健史君 ということは、異次元の量的緩和というのは、今のお話ですと成功しなかつたというふうにおっしゃつていらっしゃるわけですね、イールドカーブコントロールの方がいいということ。まあイールドカーブコントロールについても私非常

に問題があるとは思つていますが、今の発言を聞いてまとめると、異次元の量的緩和は効かなかつたという結論になつちやうかと思うんですが、いかがですか。

○参考人(岩田規久男君) 量的緩和が効かなかつたというのではなくて、量的緩和は十分に効いたというところでありますが、これから量的緩和というその一本だけの政策でやるのか、それともイールドカーブコントロールのような組合せでやるのかということであれば、今、量的緩和もやつていくわけでありまして、それとイールドカーブコントロールとを組み合わせるわけでありまして、その組合せという、イールドカーブコントロールというのはできるんだということであれば、量的緩和と組み合わせることがより一層効くということ、量的緩和がそれまでの間効かなかつたということではございません。

○藤巻健史君 これについてはちよつとここで時間がなくてやめておきますけれども、量的緩和が成功するかしないかというのは、まさに出口があるかないかであつて、これが出口がなければ大失敗だということになりますので、将来的にも出口については非常に注目しておきますので御注意ください。

その量的緩和が効くか効かないかの話で、今、シムズ理論による財政支出の話が出てきているわけですが、前回は、黒田さんにお話聞いたところ、黒田さんもシムズ理論は学術的なものにしすぎなくて実証的研究が少ないとか、いろんな中央銀行の総裁は別に納得してないかつたというような話がありました。

しかしながら、シムズ理論に基づいて財政支出をせよという識者もいることはいまして、私はこれ非常に危険じゃないかなと思つていて、私はずが、ここであつてお聞きしたいんですけども、副総裁は御存じだと思つていますが、シムズ理論というのは、公債割る物価、左辺と、要するにPBの黒字と、それと通貨発行益を現在価値に直してそれを合計したものがイコールになると

いう恒等式だつたと思つてですね。シムズ理論が正しくて財政支出をするというならば、逆に通貨発行益が通貨発行損になると物価が上がるということになりますよね。

通貨発行損というのは、配付資料にありますように、二枚目にありますように、国債と、これ今現状では、国債、日銀四百二十兆持つて利回り〇・三三二ですから、当座預金がプラス〇・一とかマイナス〇・一とかですから、確かに通貨発行益ですよ。要するに、資産サイドの国債と、それから負債サイドの発行銀行券と当座預金の利回りの差で通貨発行益が出ているわけですが、その将来利上げをするということになると、当座預金の付利金利、日銀当座預金の付利金利を上げるといふ話、前回も副総裁も、利上げをするという話、金融引締めに入るのであれば、この日銀当座預金の付利金利を上げるか、若しくは売りオペをするというふうにおつしやつていたと思います。

ですから、一つのインフレコントロールをするときに当座預金への付利金利を上げるといふ方式なんです、そうすると、当座預金の付利金利を上げていけば、当然のことながら通貨発行損になつちやうわけですね。通貨発行損になつていけば、シムズ理論の基になる恒等式で考えると、物価が上がつていっちゃうんですね。

ですから、インフレにならうということでは、当座預金の付利金利を上げるといふことでは、このシムズ理論からいって、金利はどんどん上がつていっちゃうインフレなんかコントロールできない。要するに、日銀は現状ではもうインフレをコントロールする手段を失つたというふうな理解できるんですが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) シムズ理論では、FTPLというやつでは、確かにおつしやるように、政府債務は最終的には通貨発行益を含む財政黒字でファイナンスされなきゃならないということ、そういう予算制約式から出てくるわけでありまして、しかし、それは前回でもお答えしたとおり、あくまでも学術的な論文であつて、物価の決まり

方に関する一つの視点を提示したものであるということ、実証的な研究が十分行われていないものだと理解しております、したがつて私がシムズ理論に賛成しているわけではありません。

その上で申し上げると、一般的に量的緩和からの出口の局面では、超過準備に対する付利金利の上昇によつて中央銀行の収益が減少する傾向があることは御指摘のとおりであります。しかし、前回もお答えしましたが、やや長い目で見れば、中央銀行には継続的な通貨発行益が発生するものであつて、出口の局面における損失だけを取り出してその影響を議論することは適切ではないというふうに思います。

○藤巻健史君 長い間を見れば通貨発行益が出るというのは、それは確かかもしれないけれども、その前に日銀が潰れちゃつたら戻らないわけですよ。

これ、バランスシートを見ていただければ分かりますが、四百二十兆に対して〇・三三二%しか収益が上がらないのに対して、当座預金で例えば二%、三%と金利を上げていつたら物すごいこれはもう通貨発行損ですよ、損の垂れ流しなんですけれどもね。そんなような状況になつたときに日銀がもつのかという疑問が非常にあります。

アメリカの場合には、この左側の国債のところ、三%ぐらいあるわけですから、それは当座預金の金利を上げていつても十分余裕がありますけれども、日銀にはそういう余裕が全くないということはやつぱり指摘しておきたいというふうに思います。

確かに、シムズ理論、私もこんなめちゃくちゃな理論ないと思つていますが、もしこのシムズ理論によつて財政支出をする方がいるならば、まさにその人たちは、副総裁はそうじゃないということでは分かつていますけれども、シムズ理論によつて財政支出を主張する方は、日銀はもう利上げの方法をなくしたと同じことを言つていらっしゃるんだということ、これを十分認識していただいて、シムズ理論による財政支出論をきちんと抑えていただきたいと私

は思っております。質問の趣旨は、シムズ理論による財政出動はほんでもない話、だということをはきいたかったです。

次の質問に入りますけれども、日銀は外貨、外債を保有しているかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(岩田規久男君) 日本銀行は、中央銀行として円滑な、かつ機動的な政策、業務の遂行のために、備えるために外貨資産を保有しております。

具体的外貨資産の活用方法としては、現在実施している成長基盤強化をするための資金供給、それから国際協力の観点から外貨資金の供給をする、もう一つは我が国の金融機関に対する緊急時の外貨資金供給を想定しております。

○藤巻健史君 ということは、日銀は理由によれば外貨資産を持てるということだと思ひますけれども、よく識者が、日銀は法律上持てないとか言う方が、おっしゃいますけれども、実際日銀は外貨資産を持ているということだと思ひます。

その上でお聞きしたいんですが、FRBのイレレン議長、先月十四日、上院銀行委員会の公聴会で、今後数か月にバランスシートの戦略について協議すると述べたわけですね。要するに、バランスシートを縮めることも考えるということなわけですね。FRBのバランスシート、ちよつと先ほども言いましたが、〇六年に九千億ドル、約百三兆円だったものが、今四兆五千億ドルと、まあ五百兆円ぐらいになっているんでしょうかね、五倍になっています。確かに、金融の健全化を考えると、バランスシートを急速に縮めていかなくちゃいけないということだと思ひますが、これはなかなか難しいですね。売出しに入るとしたら米國債が暴落しちゃう、長期金利が暴騰しちゃうということ、だからこそイレレン議長は慎重にやると。まあ、これは将来的には日銀も同じ問題は抱えていますけれども、取りあえずイレレン議長は今の段階で慎重にするというふうにおっしゃっているわけですね。

もしそうならば、日銀はもうだんだん異次元の量の緩和で買入國債が市場から枯渇していつていますから、日本國債の代わりに米國債を買うというのはいかがでしょうかね。米國債を買っても量的緩和は続けられますし、そして、一番いいのは、出口の問題がないんですよ、米國債は日本國債を買うのと違って、売りたいくても、日銀が売りたいくても誰かが買ってくれるんです、きつと。FRBかもしれないし、中国政府かもしれないし、世界の誰かが買ってくれるんですよ。日銀が売りたいくても誰かが買ってくれるんですよ。

だから、その点で極めてこの米國債を買うというのはいくつかの有力な手かなと。まあ今になってはちよつと遅いかもしれないですけども、昔から私は主張していたんですが、日銀が米國債を買うというのは非常に有効な手かなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 現在、日本銀行は長短金利操作付き量的・質的金融緩和をやっておりますが、その下で、國債買入れなどを通じて二%の物価安定の目標を実現するために必要かつ十分な金融緩和が実施できると考えておりますので、FRBから直接取引で米國債を買う必要はないというふうに思ひております。

○藤巻健史君 年間八十兆円ずつ長期國債を買っていますと、それはだんだんだんだん枯渇していつちやうと思ひますよね。マーケットからもう既に四割以上の國債を買っているわけですから、となると、次に考え得るのは米國債の購入かなというふうにも考えてしまいますけれども、これ先ほど言いましたように、アメリカと日本というのはウイン・ウインの関係になりますよね。アメリカの方は金融健全化を図りたい、日本、日銀はもつと量的緩和をしなくちゃいけないというふうなことだったならば、買つてあげればいいというふうで、ウイン・ウインの関係ですから、この結果ドル高になつてもトランプさんは怒りようがない

ですよ、きつと。ウイン・ウインですから、向こうにとつてもうれしいことですからね。そのうちに円安ドル高になつて日銀も消費者物価指数二%達成できると。全てがいい具合にいくんじゃないでしょうかね。問題は、そのときに、二%行つて日銀が——まあそれはいいや、ということなんですよ、きつと。いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 金融緩和を推進する上で米國債を買う必要はないというのは先ほど申し上げた通りであります。

ただ、仮に米國債の買入れが為替相場に影響を与えることを目的としているということであれば、日本銀行法上、外国為替相場の安定を目的とする外国為替の売買は國の事務の取扱ひをする者として行ふとされておまして、そうした外国為替の売買については、法律上、財務大臣が一元的に所管されると理解しております。

○藤巻健史君 ですから、私は、為替操作じゃなく量的緩和の継続のために買えばどうですかとおっしゃっているわけですね。

もちろんです、おっしゃる通りに、為替操作であればこれは財務省の所管であるし、日銀法上できないのは分かっていますけれども、理由なんて幾らでも付くわけですから、これは一つの手段として日銀が買うというの方法ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 先ほども申し上げましたように、何も米國債を買わなくても、現在の金融政策を調整して物価二%安定を達成し、さらに最終的には出口にも出れると思ひておりますので、そうする必要はないと。

そういう必要のないのにわざわざ米國債を買うということ、やはり為替操作ではないかという、そういう疑念をやつぱり生じる可能性が私はあると思ひております。

○藤巻健史君 マーケットでは、だんだんだんだん日銀が方策がなくなつていっているんじゃないかというふうな議論もありますから、じゃ、いずれば考え得るというふうには理解してよろしいんでしょうか。

か。回答はもう結構です、時間がないので。それで、私、これでやめておきますけれども、次回、今度はマイナス金利の功罪についていろいろ聞きたいと思ひています。

先ほどイーールドカーブコントロールが有効だというふうにおっしゃいましたけれども、これもちよつと疑問がありますので、なぜ疑問かという、一九七〇年代にアメリカ、FRBが銀行経営を救うためにやったのはイーールドカーブを立てることですから、今やっていることと全く真逆のことをFRBはやっているわけですね。だから、その辺を踏まえて次回は、いつか議論したいと思ひております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長(藤川政人君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

午後二時に再開することとし、休憩いたします。

午後二時開会

○委員長(藤川政人君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、鶴保庸介君が委員を辞任され、その補欠として元榮太一郎君が選任されました。

○委員長(藤川政人君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省関税局長梶川幹夫君外七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤川政人君) 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松川るい君 委員長、ありがとうございます。自由民主党、大阪選挙区選出の松川でございます。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案について質問申し上げたいと思いますが、その前に、マイナンバーと納税に関する利用に関して質問を一つしたいと思います。

私は、良き納税者が良き民主主義をつくると考えておりまして、それは、良き納税者というのは、別に税金を言われたとおりに払う人というわけでも必ずしもなくて、自分に対してどういう税が掛かっていて、そしてその税がどのように使われているということを分かる、そういう認識とか見識があれば正しく政府の政策であったり予算の支出であったりということを判断ができる。

そういった見識がある、国民的にその意識が高まれば、将来的に我が国の一番の課題は少子高齢化による人口減少で、社会保障費の負担に関しましても種々御議論があるところでありますけれども、また、それから若者に対しては、私は予算を付けるべきでは、配分としてですね、前回の質問でも申し上げましたように、シフトすべきではないかといったマクロ的なことを考えるに当たりまして、そういったものが自分に課されているのか、納税として、そしてまた逆に、どういったものが国家なり地方自治体から自分にに対して給付をされているか、それは将来的には年金でありまして、ようし、医療費の控除がもしあれば、子ども手当、子供というか、子供に掛かっている医療費の補助であるとか、いろんなことが考えられるわけでありまして、しかし、そういったことを全体的に把握できるということがまさに良き納税者、そして良き民主主義をつくっていくものだと思っております。

前回も我が同僚の徳茂委員、そしてまた、その前でも申し上げたように、古賀委員も、納税者教育であったり、私も初回の質問におきまして、納税者教育の重要性、金融リテラシーの重要性について質問を差し上げました。この同じような認識の御議論が本委員会ですでにされていること、大変私共は嬉しいことだと思っております。

その観点で、じゃ、具体的にその良き納税者をつくる上でどんなことが施策としてできるかというに当たります。お配りした資料の一番上見ていただきたいと思います。マイナンバー制度、これがやはり一番、今後将来的に見渡したときに、自己に掛かっている納税、そして自己が給付し得る、しているいろんな給付について、全体的に個人が把握する上で最も最適なツールになるのだと思います。

このマイナンバー制度についてはまだ普及が足りないとかいろんなことは御指摘はありますが、実は、マイナンバーというサイトがこのマイナンバー制度とともに、例えばコンピュータであったりスマートフォンであったり、サイトとして見られるものを今構築し、既に、まだまだ始まったばかりで三千口座ぐらいでしょうか、とお聞きしましたが、始まっているそうです。

このマイナンバーの中で見られるサービスというのは、例えば行政機関などの持っている自分の特定個人情報確認できる。この中には、例えば納税した額であるとか、市町村の方だと聞きまして、納税した額、それからまた公金決済について、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済ができるのか、マイナンバーから外部サイトへのログインが可能になる、これ続きでちよつと御質問しようと思んですが、e-Taxにもつなげて確定申告にもつなげることができるやに聞いております。

まず、御質問いたしますが、このマイナンバーのサイトどのような、きめ細かな税の徴収と社会保障の供給ができるようになるということが期待されておりますけれども、国税当局の取組状況

況を教えてくださいいただけますでしょうか。

○政府参考人(飯塚厚君) お答えいたします。

マイナンバーのポータルサイト、いわゆるマイポータルでございますけれども、今年の一月から運用が開始されております。先生今、さっきおっしゃいましたように、自己情報の確認や行政などからのお知らせの受取などができる内閣官庁を中心に運営されているインターネット上のウェブサービスでございます。

このマイポータルにおいて、国税庁では、今年一月より、マイポータルと国税の電子申告・納税システムでございますe-Taxとの認証連携を開始いたしました。これにより、マイポータルを通じてe-Taxのメッセージボックスに格納されております所得税の申告書や還付金の処理状況などの閲覧が可能となっております。また、マイポータルを通じて保険者から納税者に連絡された医療費支払の情報を医療費控除の申告に利用できる仕組み、この導入に向けて、現在、関係省庁間で調整を行っているところでございます。

なお、必ずしもマイポータルについてはございませんけれども、マイポータル制度の導入を契機とした納税者利便の向上策といたしまして、納税者の申告に必要な添付書類の削減を図ることとしておりまして、具体的には、例えば住宅ローン控除等の申告手続におきまして、平成二十八年分の所得税の申告から、税務署から市町村に申し送りする住民票の添付を不要とするような、そういった施策などを既に講じているところでございます。

いずれにいたしましても、国税庁といたしましては、マイナンバーの効果的な活用を通じて適正かつ公平な課税徴収に努めるとともに、より一層の納税者利便の向上策の実現に向けて、関係省庁とも連携しながら一層取り組んでまいりたいと考えております。

○松川るい君 ありがとうございます。

これは、現在できているというわけではないと思うんですが、私は、是非、将来的な制度設計といたしまして、例えばこのマイポータルサイトで自分の場所を開くと、左側に自分が納税をしている欄が広がり、右側に自分がもらう予定、若しくはいただいている社会保障の給付といったものが全体で見られる、そういった形のサイトというのを作っていただければ、これは確実に個々の国民の皆様が、自分はいくら払っているか、若しくはもらう予定になっているんだということが全体的に分かる。

もちろん拡張することを前提に多分システム形成はしていただいているとは思いますが、それでも、是非このマイポータル、そしてマイナンバー制度を活用して、個々人の置かれた納税者かつ現在の社会保障の被給付者としての全体的な把握ができるようにマイナンバーを活用していただきたいと思いますが、大臣の御見解いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) マイポータル、何と申しますか、簡単に言えば、自分の情報が、マイナーなウェブサイトで自分にあるみたいな話です。この言葉言っても通じる国会議員ってほとんどいませんから、そこから説明した方がいいますよ。私の秘書なんか聞いたら、誰一人知りませんでした。だから、そういった意味では、そこら辺から丁寧に説明されぬと、一人だけ言葉に酔っていると、もう全然、マイナンバーとマイポータルと何の違いがあつて、どうたらこうたらと、そこから説明しないと普通は分からないと思えますよ。

いずれにしても、この制度というのは、社会保障制度とか、いわゆる税制とかの効率性とか、また、何でしょうね、透明性というものも良くなってくると思いますので、一般有権者というか、国民にとつて利便性が良くなりますし、よく分かりやすくなるという意味で、公正な社会をより実現していくためには新しいツール、ツールつて、

道具としては非常に大きな基盤になり得るものなんだと、私はそう思っているんです。

ただ、これ、時間がこういうのは掛かりまして、最初、三十年前にグリーンカードというのが始まったんですけれども、もうバツでしたよ、あれも。あの頃も、これまでに何回も野党の反対とか与党の中でもめて、もう駄目になったものはいっぱいありますから、それがやっぱ時間とともに三十年掛かってやっとこまで来た、技術も進んだということだと思えますので、いろいろ社会の変革には余り、当選一回で気合入っているところ、真つ最中なんですよけれども、ちよつと時間が掛かるので余り焦らんと、きちんとやっつけていかないと理解がされないもので、妙にゆがめられて伝えられると、非常にこれの遅れる分だけ社会的な損失になりますので、丁寧に分かりやすい言葉でやっつけていかれるので。

いずれにいたしましても、今年の一月からこれができるようになりました。少しずつ機能が充実していくんだと思えますけれども、いずれにしても、何というの、自らの所得ですかね、そういうものの状況を全てマイナポータルで分かるよう、取得できるようにしますので、そういうように向けて更にもつと便利なものがあるんじゃないかと今言われたようなアイデアも出しているんだけど、そういうニーズに合わせてこつこつとつていくということになりますので、税務署やら大蔵省の考えというのは、これが必要だろうなんて、これは世の中に全然必要じゃないものもいっぱいありますので、そういうものをきれいに整理していかぬといかぬので、そういう意味では、是非、要望をお出しになっているということが大事なんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、国税を所管しております私どもとしては、この制度は納税者の利便性が向上するし、また所得把握の効率化になりますし、適正化にもなると思っておりますので、重要なものだと考えております。

いずれにしても、さつきも冒頭に申し上げまし

第五部 財政金融委員会会議録第九号 平成二十九年三月三十日 【参議院】

たように、この利便性をより高めて、ああ、こんな便利な物があるのかという話になっていくということになるでしょうし、今みんなスマホ使っていますけど、こんな盗聴されやすい道具、みんな簡単に使うもんじゃありませんかと思つてしまいますけれども、こういったもの、もうしばらくすると、多分インターネットの専用回線なんでもの自分だけでできるような技術というのは必ずできるようになってくるだろうと思えますので、そういったものを含めまして、もうしばらくすると銀行の支店なんか全部、悪いけどATMとスマホ一丁あつたら支店なんかなくなるんじゃないのって僕はよく言うんですけど、それぐらいの技術、おまけにビットコインなんでものが入ってくると物すごい技術が進みます、社会が変わります。

そういうものに付いていきやすいようなものには徐々に徐々にしていかなければならないと、ある日ばんとそこに行くところでは丁寧なやつていくにしても、いずれにしても、これ幅広く利用していただけるということは大いに社会の変革につながっていくと、私はそう思っております。

○松川い君 ありがとうございます。

私も、ニーズとか具体的にちゃんと把握をしないとイケないということも全く大臣おっしゃる通りだと思えますが、最後におっしゃられたフィードバックが進んでいくということも考えますと、是非こちらの方も考えていくべきなのかなと。マイナポータルも使い勝手が将来的に出てくるんじゃないかという大臣のお言葉もいただきまして、ありがとうございます。

それでは、関税定率法の方に行きたいと思えますが、今日は、私は、関税と税関というのはなかなか一般の方には分かりにくいテクニカルな世界な感じがいたしまして、それでちよつと資料を、自分の知的好奇心という部分も踏まえて実は質問させていただくと思っております。

まず、御質問いたしますが、関税収入は我が国のGDP比でどれぐらいを占めておりますでしょうか。

うか。

○政府参考人(梶川幹夫君) お答えいたします。平成二十七年年度におきまして、決算ベースでの関税収入額は一兆四百八十七億円でありまして、名目GDPに占める割合は約〇・二％となっております。

○松川い君 それでは、税収に占める割合はいかがでございますか。

○政府参考人(梶川幹夫君) 実は、税収に占める割合ということで申し上げますと、五十八兆分の一兆円ぐらいということになりますので二％弱ぐらいという数字になりますけれども、ちよつと手元に数字ございませんで、恐縮でございます。

○松川い君 済みません、今配付をした資料のところに、ちよつと御覧いただければと思うのですが、税関における収納額は租税及び印紙収入、国税の約一五・四％に相当し、重要な役割を担っているということでございます。

それで、これ、税金の一部になるんだということなので増えたらいいなと思うわけです。そこで、どうやって増えるのかなといふと、輸出が増えるのと増えるのではないかと、貿易が。そうすると、FTAとどういふ関係があるのかなと。たくさん締結すれば、もしかするとたくさん増えるのかなと思うわけですが、御案内のとおり、FTAというのは相手方の関税も無税にすることが、自分のところも無税にしますけれども、多いわけで、そうすると、必ずしも連動するかもしれないかよく分からないと思ひまして。

それで、これは実はちよつとお伺いしたいんですが、実際、FTAがたくさん締結されたことと税関の関税収入というのはどういふ関係があるとお考えでしょうか。

○政府参考人(梶川幹夫君) 今御指摘のEPAですとかFTAの締結が関税収入に与える影響でございますが、これは二面ございまして、まず一つは、これらの協定に基づきまして関税率が引き下がり関税収入額を押し下げると、その一方で、貿易の促進、円滑化等によりまして輸入が増

加し、関税収入額を押し上げる効果と、この二つが一般的には存在すると思ひます。

ただ、実際の関税収入額ということで申し上げますと、FTA等における具体的な関税制度の変更内容ですとか、あるいは当該物品の市場構造、さらにはその時々々の経済、為替の状況等、種々の要因によって決せられるというふうな考えでおりますので、EPA、FTAの影響について一概に申し上げるということはちよつと困難であるということをお断りいたします。

○松川い君 ありがとうございます。

そうなんです。実はちよつと好奇心でここにFTAの締結した時期を全部書き込んでみたんですが、連関は、この税関収納額の推移の下にFTAを締結したものを書き込んでみたんです。平成二十一年にインドネシア、ブルネイ、フィリピン、ASEANと、たくさん締結しているもので、施行されてからしばらくして効果が出るにしても何か関係があるかなと思ひましたら、減つておりまして、余り関係がないんだということが分かりました。

それで、そうすると、税関で働いている皆様、外から来る関税の収入、どうやって上げるのかなと考えまして、それでその次のページの配付資料に移るわけですが、輸入事後調査というものがございまして、これ、要するに申告漏れになつてくるものを後から回収するという、そういう作業だというふうな承知をしております、これはしつかり税関職員の方がその実力を発揮していただけてやつていただくと増えるのではないかなと思ひました。

ちよつと時間が押してきたので、まとめの質問になるんですけども、申告漏れによる追徴課税額は幾らなのか、そしてまた、その申告漏れというのは調査対象の輸入者の何％ぐらいなのか、教えていただけますか。

○政府参考人(梶川幹夫君) お答えいたします。平成二十七年七月から平成二十八年六月までの平成二十七年事務年度の一年間に行つた輸入事後調

査における申告漏れ等による関税等の追徴税額は百四十五億九千九十一万円でございます。これは、事後調査を行った輸入者四千三百二十二人のうち、申告漏れ等のあった輸入者は二千九百七十七人でございまして、申告漏れ等の割合は六九・二%でございます。

○松川 いろいろありがとうございます。

私、最初、七割もそんな払っていないというか、申告漏れがあるのかと思つて驚いたんですが、実はここは、時間がちよつと押しているの、私の方で教えていただいたことを御紹介したいと思うんですが、早く通関させてあげないといけない、税関を通してあげるといふ要請と、それから、しっかりと、後からこれはどうかというところを調査していただくというところのバランスでこうなっているということでございます。で、そんなに申告漏れがあるのかというわけでは必ずしもないということでございます。

むしろ、税関の漏れではないけないものは、次のテーマなんですが、次の資料四、見ていただきますと、東京オリンピックもあと三年に迫りまして、テロ対策、もちろん麻薬も急増しておりますので、この水際対策が非常に大事になっていると思うわけです。ここに関して税関が果たしている役割、非常に大きいと私、考えております。

まず、テロに関係しまして、国際組織犯罪条約、いわゆるパレルモ条約というのが今まさに本国会でも審議対象になっているわけですから、ここについてちよつと御質問したいと思ひます。

このパレルモ条約の締結国は何か国で、そして、未締結の国にはどのような国があるかについて教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(水嶋光二君) 我が国といたしましては、二〇二〇年に東京オリンピック・パラリンピック、その前にラグビーワールドカップを控えております。テロを含む組織犯罪を未然に防止をする、そしてこれらの国際大会を安全に開催するためにも、国際組織犯罪防止条約の締結に必

要な国内法の整備を行つて本条約を締結することは極めて重要だと考えております。

委員今御質問ございましたこの条約についての締結国でございますが、平成二十九年三月現在、百八十七の国と地域が締結をしております。未締結の国でございますが、国連加盟国のうち未締結は、我が国を含めまして、ソマリア、南スーダン、ソロモン諸島などの十一か国でございます。

○松川 いろいろありがとうございます。

ちよつと時間が押してしまつて、大変申し訳ないと思うんですが、この要するに十一か国、未締結の国は、例えば生まれたての南スーダンであつたり、また九一年から内戦状態にあるソマリアであつたり、その締結はなかなか準備が難しいだろうなという国と日本が並んでいるということになっているわけでございます。私は、オリンピック開催国としてしっかりとこの条約は締結をしていく必要があると考えております。

テロ対策に関しまして、その水際取締りの強化について今回の改正でどのような改善がなされたか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(梶川幹夫君) お答えいたします。御指摘のとおり、近年、我が国に対するテロの脅威が高まる中で、税関においてはテロ関連物資等の水際取締りに万全を期す必要があると考えております。

我が国のテロ関連物資等の流入を未然に阻止するためには、税関がより充実した情報をより早い段階で電子的に入手することが極めて効果的であることから、今回の法案では事前報告制度の拡充をお願いしているところでございます。具体的には、これまで入手して入国した入国PNR、これは乗客予約記録でございますが、これに加え、出国PNR等の事前情報を入力するということをお願いしております。

税関としては、こうした事前情報を活用し、一層厳格な税関検査を実施することにより、テロ関連物資等の流入阻止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○松川 いろいろありがとうございます。

もう御案内のとおり、訪日客も非常に、大変有り難いことでありまして、増加しております。平成二十三年から二十八年までの五年間で旅行者は千七百八十二万人、三八六%の増であります。税関職員は、この間、二百四十二人、一〇二%の増でありまして、大変厳しい財政状況の折、増加していたにいたることは大変私には有り難いと思うわけですが、やはり一人の人ができる仕事はスーパーマン的に四倍も五倍も増えるわけではございませんので、今後のオリンピック、それから観光立国としてインバウンドを重視している我が国としまして、非常に重要な税関の課題に対応していくためにも、税関職員につきましても必要な定員確保についてお願いをしたいと思ひますが、大臣の御決意をお願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 税関はちよつと、人を増やせばいいといつても、ある程度の能力、技術、というのを要求されますので、入社して、はい、次からなんというふうな仕事じゃありませんので、かなりの訓練を要するということも含めて、少なくとも私どもとしては、これもインバウンドというか、国際線なんか全然降りてくることになった佐賀空港なんというのに、福岡で降りられないから全部佐賀に飛行機は降ろしますって。佐賀まで税関をそのときだけ持つていかないかぬということになるやら何やら、ちよつと正直、かなり過重労働の極みみたいな話になっていると思つておりますので、何とかしなくちゃいかぬということ、少なくとも、これだけいろんな形で人数が減つております中で、このところ二十五年までずっと減つていたので、平成二十五年は減らしておりましたものを、二十六年から二十九年まで四十人、百三十一人、百十九人、百三十七人と四年連続増やさせていたにいたる、今九千九百人まで増えてきておりますが、それでも今の二千四百万人のいわゆる旅行者が更に四千万まで増えるということになると、これとてもじゃないだろうという感じはいたしておりますけれども。

いずれにしても、機械等々を含めまして、税関職員プラス機械による捜査も随分発達しておりますので、そういった意味で、現場職員の過重労働というのを、同時にこれきんとした水際対策をやりたいというのは、先ほどの麻薬の話も去年一挙に一トンぐらいい増えておりますので、そういった意味ではきちんとした対応を我々はきちんとやってまいりたいと思ひております。

○松川 いろいろありがとうございます。

○藤末健三君 私、民進党・新緑風会の藤末健三でございます。

本日は、関税定率法等の一部を改正する法律案について御質問申し上げます。

私は、やはりこの関税というものは非常に我が国にとつて重要なものだと思ひます。よく日本はもう貿易立国ではないと言ふ人もございます。実際に、GDPに占める輸出の割合、今一六%程度に落ちておりますので、貿易が日本を支えているんじゃないと言ふ方もおられますが、一方で、二〇一五年のデータを見ますと、石油や鉱物性燃料の輸入、十八兆二千億円でございます。また、食料の輸入は七兆円、カリリーベスでは四割の自給しかない状況、そしてまた、医薬品の輸入が増えている、今、二兆九千億円、これも輸入に頼っているという状況でございます。やはり我々は、エネルギーや食料、そして医薬、医療等も海外に頼らないと生きていけないという状況でございます。

そういう中で、私は、貿易の管理を担う税関の方々は非常に重要な地位を占めていると思つております。同様に、先ほども松川委員から御質問ございましたけれど、実際の関税の税収は大体一兆円というふうになってございまして、実は税関で受け取る消費税、地方消費税を含めると約九兆円近くになっているという状況でございます。これは、国の税収、約その一六%を占めているという状況でございます。そういう意味で、非常にこの関税というのは重要である中で、た

冒頭で御質問申し上げたいのは、やはり財務省の信頼の問題が私にはあるのではないかと思います。今、約九千二百人の方々がこの税関に携わって働いていただいている中で、今、森友学園に対する国有地の売却の問題でございまして、いろいろ問題がございまして、価格がまず公開されなかつた、そして非常に特例を用いて契約が進められた、また、産廃、廃棄物で八億九千九百万円も値引きをしたのに、その産廃、廃棄物の処理の値段がよく分からない。そして何よりも、財務局において関係する書類が全て廃棄されたという状況でございまして、非常に私は財務省の信頼を大きく落としていたのではないかと思います。

そういう中で、是非これは関税局長にお聞きしたいんですけど、一万八千人の方々が働いているその組織のトップとして、どのようにこの財務省の信頼が失墜したことをお考えであるか、お聞かせください。

○政府参考人(梶川幹夫君) 御質問の件につきましては、所掌外の事項でございまして、お答えする立場にございまして、これを御理解いただきたいと思ひます。

○藤末健三君 所掌は関係ないというか、私がお聞きしているのは、税関で働いている方が九千七百七十八人でしたかね、たしかおられるはずですが、そうですね、九千七百七十八人。そういう方々が恐らく、あなたが働いている組織どうなっているのというふうに不安があると思うんです。それに対して、私は関係ないとおっしゃるわけですか。

○政府参考人(梶川幹夫君) 大変恐縮でございまして、私がこの場所に出させていたいただいておるのは、行政に関する細目的又は技術的事項についての審査又は調査を行うためということで、政府参考人の立場でお答えさせていただいておられます。そういう意味で、職員としての見解をお答えする立場にないことを御理解いただきたいと思います。

○藤末健三君 これ、水掛け論になりますからこ

れで終わりますけれども、やはり信頼の問題は非常に大きいので、それを是非配慮していただきたいと思ひます。

それで、私、この中身に入らせていただきますが、この関税の問題と関係ありますのは、やはり経済連携の問題、自由貿易の問題でございまして、まず越智副大臣にお聞きしたいんですが、TPPの今後の見通しをお聞かせください。お願いします。

○副大臣(越智隆雄君) 三月の十五日に、アジア太平洋地域における統合イニシアティブに関するハイレベル対話というのがチリで行われたわけですが、それに関しまして、米国が離脱して初めてTPPの閣僚会合が開かれました。ここにはアメリカを除くTPP署名国十一か国が出席し、日本からは石原大臣の代理として私が出席をいたしました。

その会合におきましては、TPPの持つ戦略的、経済的意義に変わりはなく、そして、今後のTPPの進め方については各国が緊密に意思疎通していくことが重要であること、あらゆる選択肢を排除せずに、各国と議論する中で何がベストか主導的に考えていきたいという旨、発言をいたしました。

閣僚会合の結果として、十一か国は今後も結束して対応することを確認する意味で共同声明を發出するというになりました。そして、アジア太平洋地域における経済統合を実現する議論を前に進めていく必要があることについて、各国で共有されたというふうな認識しております。具体的には、五月のAPECの貿易担当大臣会合に合わせましてTPP閣僚会合の次回会合を持つことがその共同声明の中に盛り込まれて、今後の方向性について議論をするということに合意されたということでございます。

今後とも、我が国が持つ求心力を生かしながら、各国と緊密に連携し、先ほど申し上げたとおり、あらゆる選択肢を排除せずに何がベストか主導的に議論を進めてまいりたいというふうに考え

ているところでございます。

○藤末健三君 是非、越智副大臣、TPP、僕はアメリカ抜きで進めてもらいたいと思うんですが、実は、私は、いろいろな議論はありますけど、TPP自体にはもう賛成でございまして、ただ、アメリカがなければ意味がないという議論が多いんですけど、私は逆にアメリカがなくても意味があると思ひます。なぜかと申しますと、我が国からアメリカに対するタリフ、関税のバリアはそんなに高くはない、正直申し上げて。実際に合意されたTPPにおいては、論点になった自動車、あとピックアップトラックなんかの関税、もう二十年とか二十五年でゼロにしようという議論で、私は魅力的ではなかったと思ひます。

一方で何が大事かと申しますと、アジアの国々に対する、我々がマーケットアクセスができる、金融のアクセスができるというのは非常に大きいものがあると思ひましたので、私はアメリカがなくても、抜いてTPPを進めるべきだと思ひますが、その点いかがですか、越智副大臣。

○副大臣(越智隆雄君) TPPについては何とか前に進めていきたいというふうに考えております。

そういう中で、あらゆる選択肢を排除しないというふうな申し上げましたのは、あらゆる選択肢を排除しないということでございます。

日米間におきましては、安倍総理とトランプ大統領が何度か会談をしているわけでございまして、けれども、そのたびにTPPの意義について安倍総理からトランプ大統領に説明をしているということでございます。また、日米共同宣言の中におきましても、日本がTPPを含めたイニシアティブについて推進していくということについてアメリカも理解しているというところがございますので、そういう中で、五月の次回会合に向けて各国としっかりと議論を進めていきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非議論を進めていただきたいと思ひます。

また、僕は越智副大臣にお願い一つありまして、今のTPP対策本部のトップみたいな位置付けになっているじゃないですか、組織的には、TPP対策本部。後でまた御質問、野上官房副長官にさせていただくと思ひているんですけど、もうTPP対策本部はやめて、経済連携対策本部に看板替えてほしいということをここでちょっと申し上げておきます。御回答は結構でございます。

それで、このTPPに関連しましては、アメリカが離脱の方向になり、日米経済対話が始まると。恐らく、日米FTAというものが議論されるんではないかと思ひます。その中におきまして、私は、一つこの関税問題に関係してお聞きしたいのは、仕向地課税と。まあ、国境調整税という議論が実際に起きている状況でございまして。これは三宅委員からも御質問されていたみたいでございまして、トランプ大統領が出てきたからこのボーダー・アジア・タックスという、国境調整税が出てきたというふうによく思われていまして、実はこれは昨年の六月時点で下院の共和党議員が、ポール・ライアン下院議長を始めとする共和党の下院議員が提案しているというものであります。

どういうものかと申しますと、アメリカが外国に物を売るときには課税はされないというものを、外国から入った物、輸入品に対しては二〇％税金を課せしめよう、販売のときに。消費税みたいなものでございまして、輸入品だけにそういう消費税を課しようというアイデアになってございまして。実際にこれを行いますと、十年間で一兆ドルの増収になるという計算もございまして、一方で、我が国のようにアメリカに対して輸出を行う国にとっては大きな打撃になるのではないかと思います。

このようなこれからの日米経済対話、日米FTA、そしてこの国境調整税みたいなものに対する日本企業への影響等につきまして、そしてその対応について、麻生、これ財務大臣ではなく恐らく

副総理大臣という立場かもしれないが、あと、経済産業省も見解を聞かせていただけないでしょうか、お願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 少なくとも、国境税というのは、これは法人税ですかね。個人税、法人税、どっちです。両方。ということも分からないでしょうが。俺たちも分からないから答えようがないんですよ、これ。誰も知らないもの。こつちがどっちですと聞いても、向こうも答え切らない。その程度の話ですよ、まだ。

だから、余りこの種の話は、大変だ大変だといつて向こうの思うつばにならないようにしておかないといけないと思つて、うかつな答弁だけは避けたいと思つていますけれども、少なくとも個人税なのか法人税なのかも全然分かっていない段階で具体的にコメントすることは差し控えさせていた方がいいと思つております。

いずれにしても、今、藤末先生、向こう、人はいないですよ。やつと大臣とかセクレタリーと称する関係が決まった段階で、デビュティもアンダーデビュティも全く決まっていますから。今ジャスター一人かな、一応決まっています。だから、話はジャスターと。

ほかにだつて、もう知っていますよ、名前、我々、次になるやつは。その人たちが上院で署名されるまでにあつて何日掛かるんですといつたら、ううん、何か月といつたら、ううん、半年以内といつたら、半年かなという人たちが相手に私ら交渉しているんですから。政権交代というのはそんなものなんです、アメリカの民主主義なんというレベルは。お役人さん、三千百人いませんから。日本でも官庁街から三千百人、局長、審議官がいなくなつたら、これ、全部いせんから、全くもちませんよ。私は、そういう人たちを相手に今から交渉するので、余り焦らんと、もうちょつと待つておかぬとどうにもなりませんね、これ。私は話をしようがないと思つて。

今度、四月、来ても、大体アジェンダだけは全部出してありますよ、うちはこういうスタッフで

やりますと。うちはでき上がっていますからと。向こうはちょつと待つてくれという話ですというのが今の現状です。

○委員長(藤川政人君) 経産省にも求めますか。
○藤末健三君 はい。経産省、お願いします。
○政府参考人(中川勉君) 仕向地課税についての御質問ございました。

まさに委員御指摘のとおり、この議論は、昨年六月、米国の下院の共和党で出されました税制改革案の中に出てきた議論ということを知知しております。他方、トランプ大統領も、いろいろな場所、法人税率の引下げでございましてか国境税の導入等に言及しておるところでございまして。

ただ、中身につきましては、麻生大臣から御説明もありましたとおり、いまだ具体的な税制改革については米政府及び議会において検討、調整中というふうにご承知してございます。また、米国の産業界の中におきましても、輸入時の負担増につながることを懸念して反対する声も上がっており、このように承知しております。

現時点におきましては、米国における税制改革の詳細についてはまだ明らかになってございせんので、そうした状況の中で具体的にコメントすることは差し控えさせていた方がいいと思つております。

○藤末健三君 麻生大臣は、フランクな本当に答弁ありがとうございます。

私も、アメリカ側が体制できていないというのはもう聞いておりまして、ただ一方で、是非、麻生大臣の下にやつぱり体制つくつていた方がいいと私は思います。

実は私、経済産業省という役所、当時通産省にありまして、日米構造協議というような当時名前が付いていたんですけれども、あれでスーパーコンピュータ導入担当だったんです、実は。当時を思うと、もうほとんどアメリカとの交渉で一日が終わつていたんですけれども、やはり私は、そのときに思つたのは、役所がばらばらだったんですね。例えば、外務省がいて経済産業省がいて、あ

と文部科学省がいますよと。当時は郵政省という役所がありました。

是非、私は、麻生大臣の下に各省庁横断したチームでもつくつて対応していただく、そういう準備、逆に向こうが準備できていないからこそ、麻生大臣の下に本当に全庁力を合わせて議論をする体制をつくつていただきたいと思います。

私は、先ほど申し上げました国境調整税とともになつと心配しているのがNAFTAの見直しでございまして、このNAFTAの見直し、日本企業や日本経済にどう影響あるかということを経済産業省、簡単に御説明ください。お願いします。

○政府参考人(中川勉君) NAFTAの再交渉の方針につきましては、トランプ政権就任とともに改めて表明されるなど、そういう方向で検討が進められておるといふふうにご承知しております。

NAFTA地域につきましては、米国はもとよりメキシコ、カナダにおきまして、自動車メーカーや自動車部品メーカーを始めとして多数の日本企業が進出しております。具体的には、メキシコには九百五十七社、カナダは八百社、合計で千七百五十七社の日系企業が進出しているという状況でございまして。

このうちメキシコにおきましては、日産、ホンダ、マツダ、トヨタなどが自動車の現地生産をしております。年間百三十万台を生産してございまして。さらに、そのうち七十二万台を米国及びカナダといったNAFTAの域内に無税で輸出しておるといふ状況でございまして、まさにNAFTAを活用した企業活動が行われているといふふうにご承知しております。

ただ、このNAFTAの見直しの交渉につきましても、具体的に何がどう議論されるのかということにつきましてはこれからという状況でございまして。そういう状況の下で、NAFTAの見直しの影響については、予断を持って日本政府として発言することは差し控えさせていた方がいいといふふう

に思つてございまして、こうした日本企業の進出状況も踏まえまして、我が省といたしましても交渉の行方を注視していきたいと考えてございまして。

○藤末健三君 是非分析を進めていただきたいと思います。

これは一つの仮定で計算されたものでございまして、先ほど申し上げたような国境調整税が導入された場合、日本の自動車メーカーにどういった影響があるかということを知る調査会社が計算しているんですけど、トヨタの場合、二〇一八年三月期の純利益予想が三九%落ちるという予想、あと、ホンダは四四%落ちるという予想、そして日産に至っては、メキシコの工場大きいですから、五四%、そしてアメリカに工場を持っていないマツダは何と一〇%減と、これ赤字になるといふ予想。これはちよつと極端な仮説で、仮定で計算はしているものの、よほど大きな影響があるのではないかと思つたので、経済産業省はちよつと準備をきちんとやつていただきたいと思います。

それで、アメリカのことだけをちよつと中心にお聞きしておりますが、もう一つお聞きしたいことがございまして、実はこの三月一日にUSTRがトレード・ポリシー・アジェンダというものを公表しております。非常に分厚い英語の資料でございまして、ある程度読んでみますと、やはり日本に対する言及、多くございました。このトレード・ポリシー・アジェンダにつきまして、恐らくもう外務省も経済産業省も分析されていると思うんですが、日本企業への影響、そして経済への影響をどのように見るか、教えていただけませんか。お願いします。

○政府参考人(飯田圭哉君) お答えいたします。委員御指摘のように、三月一日、米通商代表部、USTRでございまして、二〇一七年通商政策課題及び二〇一六年年次報告を公表したということ承知をしております。

その内容でございまして、米国民にとつてより自由で公正な形の貿易を拡大するというこ

を基本原則として、米国の経済成長、雇用創出、貿易パートナーとの相互利益の促進のための貿易を進めることを明記するなど、現時点でのトランプ政権の考え方を表明したというふうに承知しております。

その中では、二国間交渉に焦点を当てる等の指摘はございますが、そういう点につきましては、日系企業及び日本経済への影響について、またこれも今後具体化されていくことと思えますけれども、現時点で予断を持って申し上げることは差し控えますが、今後の動向については十分注視をしてみたいというふうに思っております。

○政府参考人(中川勉君) 同様に、米国のトレード・ポリシー・アジェンダといえますものは、現時点におけるトランプ政権の通商政策に関する方針を表明したというふうに承知してございます。

これが我が国企業や産業にどのような影響を与えるかということでございますが、まさに今回出されました二〇一七年通商政策課題の中で示されており、基本方針であるとか目標であるとか、そういった下で具体的にトランプ政権がどのような政策や措置をとっていくかと、そういったことを引き続き注視していく必要があるというふうに考えてございます。

○藤末健三君 私はこれ読んで、トレード・ポリシー・アジェンダ、もう割とむちゃくちゃなことを書いてあるなと思うんですけど、私はトランプ大統領はこのとおりやるのではないかと思っています、今までの動き見ていると。

ちよつとポイントだけピックアップしますと、まず一つございますのが、アメリカの主権を守る、ソブリンを守るということを書いておりまして、何かというと、WTOの枠組みには従わないよと書いてあるんです、明確に。明確に。まずそれが一つありまして、恐らくこれから日本とアメリカが経済対話を、若しくは日米FTA等を議論することになると思うんですけど、恐らくWTOで仲介していただきたいということではできなく

なるんじゃないかなというのがまず一つ思いました。

また、アメリカの通商法を厳密に執行するということも書いてございまして、ドメスティックな法律をきちんと執行するということが書いてございまして、これも恐らくアメリカ内で法律を作り、それをほかの国も守らせようというふうな議論も多分されるのではないかなと思います。

そして、他の国の市場開放、マーケットアクセスを、あらゆるポリシー・メジャーを使って、政策を使ってやりますよと書いてある。あらゆる手段、恐らくいろんなことをやると思うんですけど、正直に申し上げて。

また、新しい通商協定を作っていくますということも、バイラテラル、二国間の協定などを作るということも書いてございまして、そのような非常に大きな方針が示されたわけでございますが、余り日本の新聞とかには載っていませんでしたけれども、私はもう大きな方針がこれで出ていると思っております。

ですから、これから注視しますよという話じゃなくて、役所の方々はある程度前提を置いて準備をしておかなきゃ困ると思うんですよ、私は。実際に交渉されるトップの方はやっぱりきちんと構えていただくのは当然と思う。ただ、実際に支える人たちが、いや、これから注視しますよじゃ駄目じゃないんですか、これ、はっきり言って。いや、ごめんなさい。どう思います、外務省と経産省。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本の総理大臣、多数を取っている総理大臣と、大統領の場合、例えば今回のトランプ大統領就任のとき、覚えておられると思いますが、オバマケア・フェイルド、そう言い切ったよね、五回も。そして、対案を出したんですよ。そうしたら、議会はどうなりました、否決ですよ。恥ずかしいやね、俺はそう思わなきゃおかしいと思いますよ。自分で出したんだぜ、否決よ。自分の議会対策から最初にやっちゃって。それができない人なんか相手になんて

我々できませんよ。おたくら国際連盟つくつて、それでどうしたの、国際連盟は。入らなかつたのは自分たちじゃなかったの。

歴史というのはちゃんと勉強すれば誰でも知っているですよ、それぐらいのこと。だから、やれるなら、まずそこはちゃんとやれるようにしてくれないと、こっちもできませんわな。そこがやっぱり、このペンスという人に与えられているのは議会対策ですから、ポール・ライアンとのこのマイク・ペンスはそこが最大の仕事なんだと思いますから、それができるようにしてからじゃないと、いろんなことを言ってくる通らないんだから、議会の場合は。そこがアメリカの場合の今から抱える最大の問題だと思っています。

○委員長(藤川政人君) いいですか。

○藤末健三君 いや、役所の人たちにちよつと決意を。

○政府参考人(飯田圭哉君) 今の報告書につきましては、委員御指摘のように、いろんな諸点ございます。そういう点は当然承知をしておりますので、そういう面も含めて十分準備をしてみたいというふうに思っております。

○政府参考人(中川勉君) 経済産業省といたしましても、同様に十分な準備、検討をしていきたいと考えてございます。

○藤末健三君 それでは、アメリカの関係ではこれで終わらせていただきます、ほかの国の経済連携協定について質問をさせていただきますと思います。

まず、日本とEUの経済連携協定でございますけれども、今どのような状況になっているかというところを、あと今後の見通しを外務省と経済産業省に簡単に聞かせたいと思います。

私は、TPPよりもこの日本とEUの間の経済連携協定の方が企業や産業界にとってはプラスになると、大きいと思っています。なぜかと申しますと、例えば車でありまして、韓国はもう既にEUとの間に、二〇一一年にフリー・トレード・アグリーメントを結んでいます。もう我々は七年以

上遅れているという状況、七年近く遅れることになると思うんですが、乗用車で一〇%の関税、そしてカテゴリーで四四%の関税が掛かっておりまして、我が国のやはり自動車産業、電機産業は大きく韓国にデイスアドバンテージ、不利になっているという状況になっていきますので、これをとにかく変えていかなきゃいけないと私は考えますが、この日本とEUの経済連携協定の見直し等を経済産業省と外務省、教えてください。簡単に教えてください。

○政府参考人(飯田圭哉君) お答えいたします。

委員御指摘の日EU・EPAというのは大変重要な協定ということは十分認識しております。三月二十一日には日EU首脳会議が行われましたけれども、世界的な保護主義の動きが広がる中、日EUが自由貿易の旗を高く掲げていくという、そういうことが非常に重要だということで認識を一致しております。

その観点から、日EU・EPAについても可能な限り早期の大枠合意に向け双方が精力的に取り組んでいくという強い政治的意思ということでコミットメントを確認したところでございます。

また、委員御指摘のように、韓国のEPAの事情等も十分踏まえますと、この日EU間のEPAは、雇用創出、企業の競争力強化を通じて経済成長に資するものというふうに我々考えておりますので、全力を挙げて精力的に交渉に取り組みでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○政府参考人(中川勉君) EUでございますが、委員御指摘のとおり、韓国との間では既に自由貿易協定が二〇一一年に暫定発効してございまして、乗用車については一〇%の関税が撤廃されておるという状況でございます。

他方、言うまでもなく、EUは我が国にとって非常に重要な貿易投資相手国でございます。自動車について申し上げますと、二〇一六年、日本からEUに向けて五十八万台輸出してございます。さらに、EU域内において日系の自動車企業が百

四十九万台を現地生産しているという状況でございます。

他方で、かかる状況の中で、EU市場における日本企業の競争条件を改善していくことというのは非常に重要であるというふうに考えてございます。その観点からも、日EU・EPAの可能な限り早期の大枠合意の実現に向け交渉を継続しておるところでございます。

○藤末健三君 是非、精力的にやっていた方がいいと思います。

やはり私自身が思いますのは、EUとの交渉もちよつと遅れ始めている中で、あとRCEPのことも多分同じ回答だからもう聞きませんけど、RCEPの動き、あと日中韓という枠組みも動いているわけですが、私は何を申し上げたいかと申しますと、個々の話を聞いて、これは頑張ります、これも頑張ります、これも頑張りますと、みんな頑張りますという話をされているという状況になっています。私自身、政権与党時代にこのTPP等も担当させていたしまして、実は米韓FTAを結んだ韓国に四回実出張して話を聞きました。そこで幾つか印象的なことがありまして、ちよつと幾つか提案をさせていただきたいと思ひます。ちよつと野上内閣官房副長官が来ておられますので、是非、これは提案でございますので聞いていただきたいと思いますので、一つは、私は経済連携協定のこのロードマップを作成していただくべきではないかと思ひつています。

何かというと、韓国は、今、これ二〇一六年十一月時点のデータですけれど、貿易における自由貿易協定、FTAの力率率が六七・四％でした、当時。これがどんどん増えている。じゃ、一方で、我が国が二〇一六年十一月時点の貿易における経済連携協定、自由貿易協定の力率率は二二・七％、三倍違つたんですね、三倍。ちなみに中国は、二〇一五年末でございますけど三八％と、何と日本の二倍になっていきます。何で日本が、貿易立国である我が国が自由貿易協

定、経済連携協定の力率率が二割ぐらいしかないのという話考えたときに、何があるかと申しますと、やはり計画的に戦略持つてやっていないことじゃないかなというふうに私は思っています。

韓国は実際にこのFTAロードマップというのを二〇三〇年につけて、どの国からどういう順番でいつまでに交渉するかということプランニングしているんですね、彼らは。貿易が大きい国からやりましょう、なるべく達成、合意がしやすい国からやりましょうという三つか四つのルールを設けて、そしてこの国からどうやっていくかというロードマップを作り、政権が替わっても実はそのロードマップを使つてやっています、彼らは。それがゆえに、特に貿易が大きい国、例えばアメリカであり、そしてEUであり、中国といったところから順番にやっていくこと。

ただ、我が国を見てみると、逆に何が起きているかというと、結びやすい小さな国がどんどんどんどん進むけれど、僕は政府を批判するつもりはありませんけど、TPPができた一気によつと三〇パーぐらい増えますよという説明していたんですよ。ただ、うまくいかなかった。まだ二割台ですよ。

ですから、私は、やつぱり戦略的にロードマップを作つていくということを是非やっていただきたいと思ひますし、その際には何をお願いしたいかと申しますと、やはり学術的なバックアップが必要だなという、我々も反省ありますけど、例えばTPPの経済効果何％ですかといったときに、農水省はデータを挙げ、経済産業省はデータを挙げて全然違いますよと、内閣官房から出たデータも全く違つたというのが我々の経験です、これ。ではなく、やはり第三者できちんとした機関が計算したデータに基づき、これは経済効果が大きいから急ぎましょう、これは少ないからゆつくりやつてもいいですねという、そういう議論が必要じゃないかと思ひつています。

析だけを行うFTA研究センターというのを韓国政府がつくつていました、大学内に、お金を出して。それぐらいのことをやらなきゃいけないと思ひますが、まずその点について、野上官房副長官、いかがですか、見解をお聞かせください。

つこの国のレポートはこんなに分厚かつたですよ、電話帳みたい。私、見てきました、実際に。そこまでやつた上で、じゃ、どの国からやっていくましよう、どこの国がやつぱりメリットが大きいのかというのを分析した上で、順番を決めてスケジュールつくつてやっているとこののが彼らのやり方だつたんで、これは私はまねしていいんじゃないかと思ひます。ですから、何か今の役所の体制でという感じではないと思ひつています。

○内閣官房副長官野上浩太郎君 答え申し上げます。

特に私が思いますのは、TPP対策本部というのができてはございますけれど、是非、経済連携協定対策本部に変えていただいで、経済連携協定全体を見て調整しながら進むという体制をつくるべきではないかと思ひますが、いかがでございますか。これ、越智副大臣も是非、もしよかつたら答えてください。野上さんと一緒に。

質の高い通商交渉人材の拡充、育成というのは御指摘のとおり大変重要な課題であります。これまでも、大学関係者ですとか弁護士などを交渉官として採用してきているほか、各種の研修制度の充実や専門性を考慮した人事配置等、政府としても通商交渉の人材育成に努めております。

○内閣官房副長官野上浩太郎君 経済連携交渉の推進に当たりましては、これまでも官邸の指揮の下、各省庁間で緊密に連携をしつつ、政府一丸となつて取り組んできております。

委員の御指摘も踏まえまして、政府としても、引き続き外部の専門機関とも緊密に連携するとともに、優秀な人材の拡充、育成に努めてまいりたいというふうに思つております。

例えば、御案内のとおりであります、TPPについては、主要閣僚会議の下で内閣官房にTPP政府対策本部を立ち上げて、交渉等の総合調整を担う体制を取つております。また、日EU経済連携協定交渉につきましては、岸田大臣を総合調整担当大臣とするともに、主要閣僚会議を立ち上げるなど、交渉に際して適切な体制を構築しているところでもあります。

○藤末健三君 今の状況を申し上げますと、担当官がいて、外部の大学の先生に何か研究調査委託している感じなんです。結局、ばらばらにやっているものだから、恐らく出てくるデータ使えないと思ひます。僕、今の状況です。そういう分析の担当者の人はいるけれど、じゃ、お金幾ら使つているかという、ほとんどその調査費もなような状況でございます。ちなみに、この韓国がつくつたFTAの研究センターは、わざわざアメリカからシカゴ大学の教授を呼び戻したんですよ、お金積んで。全体予算聞いていませんけど、億レベルのお金を使つて十六人ぐらいの研究者を集めて、分析だけのためにつくつています。一

ほかのEPA交渉についても、これは国益の確保、これを大前提とした戦略的な経済連携を推進すべく、各省庁は緊密に連携をして交渉に当たつております。その結果、これまで二十か国と十六のEPAを署名、発効させるなど、着実に成果を上げてきていると思ひますが、いずれにしても、政府一体となつて、複数のEPA交渉を精力的に推進していきたいというふうに考えております。

○副大臣(越智隆雄君) TPP対策本部としましては、TPPに関係することにつきまして、必要

に於いて政府内部の各部署と連携しながら進めてきたところでございます。

その範囲を超えることにつきましては、ただいま野上副長官から答弁されたとおりだというふうに思います。

○藤末健三君 是非、体制を強化して進めていただきたいと思ひます。私はやはり、経済連携協定を進めることは、経済力又は企業の活動に大きく資するものだと思ひますので、進めていただきたいと思ひます。

せっかくですから、これは回答は要りませんけど、もう一つやっていただきたいと思ひていますのは、実は、経済連携協定締結の手續を定型化していただきたいということでありまして、何かと申しますと、これも韓国ばかり参考にして申し訳ないんですが、韓国は韓米のFTAのとき、すこし国内でもめまして、国会も大きく荒れたという状況でございます。その中の反省におきまして、二〇一一年に、通商条約交渉に関する国会の情報開示を行うための通商条約の締結手續及び履行に関する法律という法律を作つています。

これは何かと申しますと、交渉状況をきちんと情報開示して、国会で報告し、そして国民の皆様へ伝えるという、そういう手續を決めた法律でございますが、私は、実際に昨年、TPPの議論をする中で、情報がきちんと開示されていないという中で進んでしまったなというところは否めないと思ひています。ですから、そういう手續を進めるような、通商条約の締結の手續を進めるためのやり方を決めるということの必要じゃないかと思ひます。

最後に、税関職員の人材の確保について御質問させていただきます。

先ほど松川委員からも質問していただきましたけれど、今の税関におけるいろんな業務を見ますと、例えば平成十七年と平成二十七年を比較しますと、輸入申告件数は大体一・五倍になっていきます。あと、入国者数も約一・五倍になっている

と。また、先ほど麻生大臣からも増員しているという話がございましたが、平成十七年と平成二十七年を比較すると、増員の率は大体八・四％という状況でございます。業務が大体一・五倍になっているにもかかわらずその増加率は少ないのではないかと。実際に、平成二十八年の訪日外国人旅行者数は二千四百三万人と、過去最高になっているという状況でございます。この増加率を見ますと、平成二十三年から二十八年までの五年間で、旅行者数は千七百八十二万人、三八六％増という状況でございます。

このような中、オリンピックに向けて、また外国人観光客を日本に受け入れるインバウンドを増やしていく中で、この人材の確保につきまして、これ、財務大臣の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。お願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほど松川先生の御質問にお答えいたしましたように、この四年間で毎年、総量規制で各省が減らしている中で、この税関職員については三桁の増えでずっと三年連続増やしてきておりますので、今の状況ということで、私どもとしては、経験が要りますものですが、定年のところを延ばして対応したり、いろいろな形でやらざるを得ないところも幾つもありますけれども、私どもとしては、引き続き、総量規制のある中、税関職員につきましては非常事態に近い状態だと思ひておりますので、対応させていただきますたいと存じます。

○藤末健三君 是非よろしくお願ひします。

これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。午前中に引き続きまして質問に立たせていただきました。ただ、今日は関税率法等の改正ということでありまして、今度は、午後は更に短くて十分間という持ち時間でありまして、ちよつと議論を組み立てるのが難しい。今日のところは、この法改正に絡みまして、今後の議論のちよつと端緒となりそうなところ、幾つか御確認をさせていただきます。

ただきたいなというふうに思っております。まず最初に、税関行政の一つの使命というのは貿易の円滑化であるということでありまして、それを鑑みまして、先日行われましたドイツのG20、あのG20で二ユースになったのは何かというところ、やっぱりもうあの声明文のところでありまして、これ、この委員会でも何度も触れられておりますけれども、当初盛り込まれていたらあつた形勢の保護主義に対抗するというこの文言が最後削られてしまった、削除されたところがあるやっぱ一番二ユースになったわけでありまして。

この点に關しましては、例えば今国会の議論におきまして、また記者会見等でも、麻生大臣の方からこれ何度も繰り返して、自由貿易の重要性というのG20の間で共有されたんだということ、これが答弁していただいた、表明していただいたわけでありまして。こうはつきりおっしゃっていただいているんですけれども、ただし、やはり今、諸情勢いろいろ見えてみまして、特に米国のTPPの離脱の表明から始まりまして、NAFTAの見直しですとか、ちよつとトランプ政権の始まって以来、この発信を見ていくと、やっぱりこれ内向き志向、ちよつと保護主義の台頭ということがやっぱり気になるわけでありまして。

今日お伺ひしたいのは、こういうちよつと不透明な国際情勢の中で、改めてこの日本の立ち位置、あるいはこういう中において日本が果たしている役割って何なのかという点なわけでありまして、この点について、先日、フロマンさん、TPPのときに日本のカウンターパートになった方ですね、USSTRの前代表であります、都内で講演されて、こんなことをおっしゃっていました。日本は絶対的にこれから鍵となる国だと、強いリーダーシップを発揮できるということで、この保護主義的な流れに対して自由貿易をきちつと進めていくリーダーになるのが日本なんだということをおっしゃっていました。

最近、誰がはしごを掛けて外したのかみたいな議論が多くて、少なくともTPPに關しては間違

いなく言い出しつてはしごを掛けたのは米國なわけでありまして、そのはしご自分から外してしまつて、ちよつと気楽な何かの発言どうなんだろうとは思ふものの、やはりこれ、今米國がなかなかリーダーシップ発揮しにくい、今体制もまだ決まり切つていない、固まり切つていないという中であつて、日本が今まさに世界の貿易の中で、あるいは投資ルール作りの中で果たすべき役割というのは相対的にやっぱり高まっているんだらうと思ひております。

この点について、今の日本の立場、お伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(飯田圭哉君) 委員からなる御指摘ありましたように、英國の動き、それから米國の動き、欧米の動きですね、いろんな懸念の材料がございます。その中で、お尋ねにあつた我が國の立ち位置ということでございますけれども、我が國は特に当初から、マルチについては、WTOについてはガット時代から通商政策の主要な柱というところで、ルールに基づく多角的貿易体制の維持強化に向けた取組を積極的の参画をしてきております。

また、先ほどから議論がありましたように、経済連携協定、これはEPAと呼んでおりますが、これもTPPを始めとして、日EU、それからRCEP、日中韓等のメガFTA交渉において、できる限り質の高い協定を目指すとともに、またほかのコーンピア等の二国間経済連携協定にも積極的に取り組んで、自由貿易の推進に全力を尽くしているところでございます。

御指摘のように、我が國こそが今注目を浴びておりまして、ある意味での求心力があるというふうにも思っておりますので、自由で公正な共通なルールに基づく自由貿易体制こそが世界経済成長の源泉という考え方の下、積極的に貿易投資づくりの旗を掲げて取り組んでまいりたいというふうにも考えておるところでございます。

○平木大作君 そういふ中で、やはり次に注目を集めるのは、この四月に、来月ですね、迎えます

麻生大臣とそしてペンス副大統領との経済対話というところであります。

先ほどの議論の中でも、この段階で不用意な発言を政府の側からしてしまうのはどうかという大臣の御答弁ありましたので今お伺いはいたしません、一つやっぱりこれ明確にしておかなければいけないポイントというのはあると思っております、それは、政策を發動することによって強制的に貿易収支の改善を図るみたいなことというのは、これはもう世界経済のみならず米国の経済のためにもなりませんということ、これはやっぱり繰り返して訴えていかなきゃいけないポイントなんだらうと思っております。

先ほどお昼休みに、少し休憩時間に部屋に戻りましてニュースを見ましたら、ちょうどファーストリテイリングの柳井会長のニュースが流れておりましたけれども、仮にも直接自分たちの企業が米国内で工場を造つてこの国内で作れというふうに言われたら米国から撤退したいなという発言をされていまして、何で撤退したいかという、もう端的に言うとそのそれは消費者のためにならないからだというふうにおっしゃって、これは本当に明確だなと思いました。

結局、こういうことをやってある意味貿易収支のところだけ一生懸命見て改善しようとしても、それは消費者のためにもなりません、いたずらに物価を上げて、米国の経済あるいはそれは米国の生産だとか雇用というものにも結局は回り回って悪い影響が行ってしまうということでありますので、こういった点、日本としてやはりこれから国際社会の中でオピニオンリーダーとしてきちっとこれ表明していったきたいということだけお願いしたいと思っております。

もうほとんど時間を使い切ってしまったんですが、一点、じゃ、少し具体的な中身についてもお伺いしておきたいと思っております。

私、海外行ったときに余り熱心に免税店等で買物する方じゃないので、正直、今回この到着時免税店制度というものについて見たときに、ぴんと

ちよつと来ませんでした。これ、内容を簡単に申し上げると、国際空港の出国エリア若しくは航空機内で買ったものというものであれば、基本的には行った先で免税の対象になるというルールがあるわけですが、今般の改正で、これ今度着いた先の空港内で、入国エリアの中で買ったものも含めてこの免税の対象にしますよという改正が行われるということでありまして、今まで余り私、これ意識していなかったんですが、この制度を導入する狙いについてお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(堀川幹夫君) お答えいたします。国際空港等の入国エリアに設置されております免税店、いわゆる到着時免税店制度につきましては、入国者が購入して輸入する物品につき、合計二十万円以下、酒三本等、現行の携帯品免税制度の範囲内でその関税等を免除するというものでございます。

到着時免税店の設置により、入国者は、外国及び機内販売に加えまして、日本に到着した後も免税品の購入が可能となる。このため、入国者の利便性の向上等につながるものというふうと考えております。

○平本大作君 入国者の利便性ということは確かにそのとおりなんですけれども、やっぱりこれは狙いは経済効果なんだと私は思っています。特に、これから二〇一九年のラグビーワールドカップ、それから二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック、こういう中で世界中のお客様を日本は迎えていくわけですね。このときに、ある意味、出国する段階で一生懸命買い込んで持ってくる必要ないんですよ、日本に到着してからでもこれだけいいものを買っていただけますよ、免税店を利用していただけますよということ、やっぱりこれに尽きると思うんですね。これきちつと、これ制度として始めていただくわけでありますけれども、一体どのくらいの経済効果を狙うのかということも含めて見通していただきたい。

あわせて、これやっぱり今回の制度というのは、

は、必ずしも外国人に限らないで、日本人の方が帰国されるときも適用されるということでありまして、これ大いに使っていただいていた方がいいと思うんですけれども、やっぱり海外からインバウンドでいらっしゃる皆さんに知っていただかないと、たくさん買い込んで、二十万円ぎりぎりのところまで買い込んで、飛行機降りてみたら、何だ、ここで買ったんだというんじゃないかという感じが、是非こういうところをしっかりと発信していただきたいと思っております。

もうちよつと聞きたかったんですが、時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大門実紀史君 関税法関連は賛成でございますので、一つだけ聞きたいんですが、今回の関税法の関係で、犯則調査手続の見直しでパソコンやサーバー内の電子データを差押えできるようになるということが改正点でございますけれども、こういう改正が必要になっている現場での具体的な理由をちよつと、それだけ一点教えてください。

○政府参考人(堀川幹夫君) お答えいたします。経済活動のICT化等の進展に伴いまして、関税の脱税事件及び不正薬物の密輸入事件等の犯則事件を取り巻く環境が急速に変化しております。そこで、関税法上の犯則調査手続に電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、それから接続サーバー保管の自己作成データ等の差押え、それから記録命令付差押えについての規定を整備することとしております。

そのほか、税関は関税法及び国税犯則取締法等の両法を執行している面もございます、国税犯則調査手続との調和を図る必要もあることから、犯則調査手続の明確化、通告処分の見直しについての規定を併せて整備することとしております。

○大門実紀史君 この前、国犯法が通則法に編入される理由について具体的に何も分からなかったわけでございますけれども、今回のこの関税の方は大変分かりやすい、具体的に現場で起きている

ことの対応をするということでありまして、いかに国犯法を通則法に編入する理由がいまだ不明確なのかというのが逆にこの関税のことで分かるのではないかと思います。押しなべて法改正というのは、そういう具体的な立法事実がないと軽々にやるべきではないということをお願いしたいと思っております。

残った時間ですが、この間、ずっと税法の議論、経済論議をやつてきて、全体を見通した上で問題の核になる話を、税法の議論の最後です、一つだけ麻生大臣にお考えを伺いたいというふうに思います。

資料をお配りいたしましたけれども、お聞きしたいのは、今の日本の資本主義がこのままでいいのかということでありまして。お手元に配った資料は、何度か取り上げてきた大企業の内部留保の問題でございます。それが賃金、雇用などを通じて国民に回っていないと、それが今の日本の経済の構造的な問題点だということでございます。この資料は、本日は決算委員会のテレビ中継のときに配ろうと思つてきれいに作つたんですけど、森友問題で時間がなくなつて、もつたないから今日使わせていただいているわけでございます。

誤解のないように申し上げておきますと、我が党は別に大企業を敵だとかやつつけてやろうと思つてはいるわけではございませんので、余りにもちよつと大企業寄りになっている日本のこの経済政策、政治の問題を取り上げていくわけでありまして、応分の負担、それに応じた社会的責任、社会的存在に応じた責任を果たしてほしいということで取り上げているということでございますので、そういう点で聞いてもらいたいと思うんですけれども。

このグラフが意味しているものは、本会議でも申し上げましたけれど、経常利益が、二〇一〇年から二〇一五年の比較ですと、経常利益が一・五五倍になっている中で、配当金はそれ以上に伸びている。一人当たりの年間役員報酬も伸びているが、賃金が一・〇一倍、ほぼ横ばいになっているというところでございます。本会議の

ときに申し上げたんですけれど、かつての日本企業の経営者というのは、会社が苦しいときは従業員の給料を余り下げないで自分たちの報酬とか下げて、ボーナスを抑えたりして、従業員をもっと大事にしたわけなんですけれども、今はこういう全然違う形になっているということでもあります。ちなみに、うちの本家は大阪の交野の、もう御存じの方も多いと思いますが造り酒屋でございまして、なかなかおいしいお酒を出しておりますので、今度国際的な賞も取りましたので、それは何の関係もありませんが、その大阪の交野、枚方という辺りは、松川さん御存じだと思いますけど、松下のファミリー、松下に勤めている役員の方とかそういう方が多いものから、うちの大家との交流というほどじゃないんですけど、知っている方がかなりいます、松下の経営というのはうちのおやじのときからよく聞いていて、私も会ったことがあるんですよ。

そういう経営というのは、まさに従業員を大事にしていた、まあいろいろありますけれど、今に比べてたかとも分かりますけれど、随分働く人を大事にしてきて、二〇〇〇年に電機リストラがばあつと広がったときも松下は最後までなかなか、従業員を大事にすると、やらなかったんですよね。ところが、その後、一気に松下もリストラをやり始めて、むしろ偽装請負とか大変な問題を引き起こすということになったわけがあります。

その松下が今どうかとか、あるいはソニーが今どうかと思うと、本当に企業そのものとして、かつてのような発展はないわけですね。しかし、その根底にこういう問題があるんじゃないかと、人を大事にしない経営があるんじゃないかというふうに思います。

分かりやすく言うと、ROEという物差しが出てまいりまして、自己資本利益率ですね。分母が資産とか資本、分子が利益ですね。このROEが高いほど企業価値が高まって株価が上がるというところで、それが追求されてきているわけでありまして、その中で、人はできるだけ減らして利益を生むと、そうするとその会社の株価が上がる

と。これは、全てROEという変な物差しがずっと経営を支配してきている中で起きていることだというふうに思います。

研究開発減税というのがこの間議論になりましたけれど、あれも長期投資ですね。結果的にどうなるか分からない部分あるようなですね。そういうものに投資をするならば配当しろ配当しろ、短期的な利益を追求するというようなことが背景にあるんで、研究開発というのはほとんど余り伸びないんで、インセンティブを与えるためにあいう減税をやる。

つまり、企業経営がおかしくなっているのを元に戻すために減税をやって、国民の税金を使つてインセンティブ与えなきゃいけないようになっていこうよな、そういう変な面もこのROE物差しだと起きたりするわけでありまして、長時間労働もそうです。できるだけ人が少ない中で利益を上げようとするから長時間労働になると。

今いろんなこと起きていますけれど、根源は、経営の在り方の方のところに根本はあるのかなというふうにも思うわけでありまして、いわゆる、何というのか、株主資本主義というんでしょうか、株主資本主義というんでしょうか、そういうものがうらんなことをゆがめていっているんじゃないかというふうにも思うわけでありまして、この間のいろいろな経済議論の根底にあるんじゃないかと思っております。

麻生大臣は経営者のお一人として、こういう日本今の経営について、あるいは資本主義の在り方そのものなんですから、いかに思われるか、税制の議論のまとめとしてお聞きしたいというふうに思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 予算委員会に比べてよほどまともな意見が出ているなと思つて、この間から感心して聞いていたんですけれども。

正直言って、労働分配率、余りふだん使われない言葉ですけど、労働分配率という言葉は余り、永田町とか霞が関で余り使われない言葉だと思ひますけれども、昔は七八から八〇はあったと思うんです。今は七〇切つていまして、六六か

七、そんなものだと思いますが、現実問題としてこういうところは、それが一点。だから、間違ひなく労働者に対する分配率が下がっているということですよ。それはもうこの数字に表れているんだと思ひますけれども。

それからもう一つは、これは、配当の話が出ていますけれども、少なくとも、この間、政府のある関係の会議で出て、ばかの二つ覚えて。何だ、二つ覚えて、一つは分かるけど何だか聞いていたら、経営者は利益が出たらどうするか、自己株買い。自己株買つたら、御存じかと思ひますけど、配当は上がりまして、自己株買いが増えるということですよ、これは、会計が分かれば基本みたいな話ですから。

もう一つはM&Aですよ。海外の会社を買う。だって円が高くなっているんだから、二百四十が百二十円になったら海外の会社は半分の値段になったということですから、そういう意味ではM&Aを増やして、今は、日本の場合は、GDPという言葉よりグロス・ナショナル・インカムというGNIという言葉の方が増えて、実質でGNIの方が多いいですから、それぐらいな経営のやり方であつて、利益は全て設備投資に回さない、賃金に回さねえというふうな話になって、自己株買いをやつて配当を増やすか、もう一人の金よといつてやつていける。

全然やらないと、余つた金は内部留保。毎年二十三兆から二十五兆増えて、この三年間で七十三兆円ぐらい増えましたから、そういうふうな実態になっておるのが今の日本。それで税金安くしろと言つて、ふざけてくれると言つていろいろ言い合うことになったんですけれども、結果として、少なくとも、いろいろやつていただきまして、たけれども。

銀行でも、この間言つておられましたけれども、この間の銀行の話にしても、少なくともカードローンの話や何やらで、ほかのところでは金を借りてくれる人がいないからあの層に目を付けるというのとは分らないと、今度の春闘でベースアップした利益で少なくとも、

プしたのはメガバンクのうち、三行のうち一行だけですからね。あとのところはやつていないでしょうが。何でたかたないんですか、みんな。共産党なんか最も言える手口だと思ひます。これ、我々自民党じゃ何か言にくいのがいつぱいいるのかもしれないけれども、私もいつぱい思ひますよ、おかしいじゃないですか。ついで、一行ですよ、増やしたの。

だから、そういう意味じゃ、どう考えてもちよつと、今の場合、デフレが長く続いたせいでかなりメンタルには追い込まれたし、企業も今までのあれでは全くうまくいかなかった。とにかくじつとしておきさえすれば物価が下がって金の値打ちが上がってくるというのが二十数年続いたというのが、やつぱり大門先生、経営者の意識を変えてしまつた非常に大きなところだと思ひます。これはある程度何か力をもつて変えていかぬとどうにもならぬな、私はこの十年ぐらいそう思つていましたので、今この安倍内閣になってからそこらところはかなりいろいろやらせていただいてはおりますけれども、少しづつ経営者の方の物の言い方が変わってきたという感じがしていることは確かなんです、ある程度、金は眺めているものでもないし、たらたら持っているものでもないんで、あれは使われないと値打ちがありませんので、是非、そういう意味では、預けておいても金利なんか付かぬんだから、だつたら投資に回したらどうですという話になっていく意欲、そういうしたものもないし、だつたら給料を、ベースアップはしないけれども、一時的金でも何でもいいですよと、いろんなやり方があるんじゃないんですかと、個別の経営者にはほとんどこの話を、私、この四年間、最低三年はしていただきたいと思いますけれども、こういう話を、みんな納得するんです。ああ、そう言われてみると、さうですねという人もいつぱいいるので、やつぱりある程度ワーニング、警告をして揺さぶつていかぬといかぬのじゃないかなというので、もうちよつと時間が掛かるかなという思ひはしますけれども、少なくともその方向でこの内閣の間は必

ず、私がこの職に在る間はその方向で事は進めてまいりたいと思つております。

○大門実紀史君 済みません、終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。よろしくお願いいたします。

最初に、沖縄における関税制度上の特例措置についてお聞きしたいんですが、もう私、沖縄が大好きで、よくホリデーで行くんですが、この制度自身が平成十年に創設されたということなんですが、沖縄返還以降全然存在しなかったものがなぜ突然平成十年にできたのか、何かの見返りか何かだったのか、その辺りよく教えていただきたいんですが。

○政府参考人(北崎秀一君) お答えいたします。

沖縄型特定免税店制度は、沖縄におけるショッピング観光の魅力を向上させ、観光競合地との優位性を確保することにより、観光客の誘致拡大と観光収入の増加を図ることを目的としております。

この制度は、平成九年十一月の沖縄復帰二十五周年記念式典における当時の橋本内閣総理大臣式辞を踏まえて、沖縄の経済において重要な位置を占める観光の一層の振興を図るため、平成十年に創設したものであります。ただ、実質的には、復帰前の沖縄からの土産品に適用されていた携帯品免税制度及び復帰時に導入されました観光戻し税制度を引き継ぐものとして創設されております。

以上であります。

○藤巻健史君 聞いていますと、別に特別に必要だった、要するに、返還以降ずっと平成十年まで使つていなかったわけですから、特別に必要だったわけでもなく、何かお土産的な感じがいたしますですね。別にこれ感想ですけれどね。

それについてちょっとお聞きしたいんですが、これで平成十年に復興したとかつかつて、どれだけの経済効果があったのか、検証したことがあるんでしょうか。

○政府参考人(北崎秀一君) お答えいたします。この免税制度の効果といたしましては、沖縄県

の推計によりますと、平成二十七年度は免税店の訪問者数が九十五万二千七百五十二人、また免税店での購入額が百十七億二千百万円となっておりまして、制度を改正しました三年前の平成二十四年に比べますと、購入額で四千三百百万円の増、また訪問者数で六万五千六百八十人の増となっておりますのでございます。

広く利用されておまして、沖縄の観光促進にも貢献しているから、現在、延長をお願い申し上げておるところでございます。

以上であります。

○藤巻健史君 別に私、これはけちを付けているわけでは全然ないんですが、今、九十五万二千八百六十日で割るときと一日三千人行かないかです。あんなり多く使われているというような印象はないかなと思ひます。

もう一つこれについて聞くと、今まで適用期限が五年ずつ延びていたんですが、今回三年ということなんですが、これはそろそろ終わりという前提で三年に短縮したんでしょうか。

○政府参考人(堀川幹夫君) お答えいたします。

沖縄における特定免税店制度の延長期限につきましては、制度の利用状況や沖縄の経済状況等を踏まえたよりきめ細やかな検証を可能とするというこの観点から、三年の延長期限としたものでございます。

今般の見直しは、沖縄関連の租税特別措置全体の延長期限の短縮を踏まえてのものであります。が、特定免税店制度を三年の延長期限としたのは、他の観光促進策の一つである航空機燃料税の軽減措置の延長期限、これが三年でございまして、これに合わせたためでございます。

○藤巻健史君 特にクレームを付けたいと思つて聞いているわけじゃないのであれですけども、次に、外国人の爆買いについてお聞きしたいんですが、今日の日経新聞の「経済教室」は非常に面白かったんですが、それは、トランプ氏の国境調整税、これはよく保護主義だというふう

に批判されているけれども、実は税制改正の位置

付けにするべきだという記事で、消費税なんかは仕向け国主義である。アメリカの場合、今、源泉国主義だった法人税を仕向け国主義に変える改正であつて、これこそ税率が低いから海外にアメリカの企業が逃げちゃうとかそういうことを防止するための、非常に何か、割と建設的な提案方をしているの、非常に面白いと思つたんですけども、何れともあれ消費税というのは基本、仕向け国主義だと思ひますね。

その観点から聞きたいんですが、爆買いをした外国人旅行者が日本国内の会社に転売されているといううわさを聞くんですが、この仕向け国主義ということであれば、これは完璧な消費税脱税ということになるかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(飯塚厚君) お答えいたします。

消費税のいわゆる免税店制度についてのお尋ねでございますけれども、消費税法令において、通常の生活の用に供しないものは免税販売の対象外とされておりまして、また、非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売の対象とならないというふうになされておるところでございます。

○藤巻健史君 いや、私の質問は、まず、国内で外国人が買ったものを日本国内企業に売つてしまったのは、これは脱税ですねということをお聞きしたんですけども。

○政府参考人(飯塚厚君) 免税店によつて購入したもののについては、海外に持ち出すことが前提でございまして、それを国内で売るといふことはこの制度の趣旨に反するということでございます。

○藤巻健史君 もう一つ、外国人がその買ったものを自国に持ち帰つて、例えばアリババみたいなものを通じて売却するという話、うわさ、これも単なるうわさですけども、聞くんですけども、そういう事実はあるのかどうか。そして、そっちの方はどうしていけないんですか。海外行っちゃった後に売るといふのは事業用ではないけないというふうな話だったんですけど、どうして

その辺はいけないんでしょうか。

○政府参考人(飯塚厚君) お答えいたします。あくまで、この免税店によつて購入したもののというのは、日本の消費税が免除されるということでございますので、それはその品物を海外に持ち出すということが前提でございまして、したがって、また持ち込むという場合には、またこれ新たに輸入手続を取らなければいけないということだと思います。

それから、おつしやいましたのは、この実態がどうかということですが、私どもは必ずしも実態は把握しておりませんが、いずれにいたしまして、この免税店制度の仕組みの中に海外への持ち出しを行わない、不正を防止する仕組みがインボイスされております。販売時におきまして、非居住者から免税店に対して購入した物品を国外に輸出する旨の誓約書を提出するでございまして、あるいは免税店は購入の事実を記載した書類を旅券に貼付して割り印を押す、こういった仕組みが盛り込まれております。また、出国時におきまして、非居住者は旅券に貼付した購入記録票を税関に提出する、あるいは購入物品を所持していない場合は非居住者から免税相当額を徴収すると、こういった仕組みがインボイスされております。

したがしまして、私ども国税当局といたしましては、免税店の制度が適正に運用されることが重要と考えておりますので、免税の許可時を始めといたしまして、免税店に対して適正に手続を履行するよう指導を行いますとともに、免税店において消費税法で認められていない販売が行われているものを把握した場合には、その事業者からの申告については正を行つていないところがございます。

また、出入国の段階というのは税関の話でございますけれども、税関におかれましては、必要に応じて購入記録票と購入物品との確認に努めておられるというふうな考えております。

○藤巻健史君 爆買いを余りにもきつて規制してしまうと、経済効果は良くない、売れなくなつ

ちやいますので良くないということもありますし、また逆に、一方、消費税脱税もこれまたすいわけですから、兼ね合いを考えて適度にきちんと規制監督していただければと思います。

○委員長(藤川政人君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

関税率法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤川政人君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大塚君から発言を求められておりますので、これを許します。大塚耕平君。

○大塚耕平君 私は、ただいま可決されました関税率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な観点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 日本企業からの技術流出を防ぐとともに、営業秘密を保護し我が国産業の国際競争力を強化する観点から、経済産業省等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴

い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の見直し、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございいます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(藤川政人君) ただいま大塚君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤川政人君) 全会一致と認めます。よって、大塚君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしましては、御趣意に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(藤川政人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

(参照)

(別添)官民ファンドの概要(一覧表) 平成28年9月末現在

名称	監督官庁	設置日	設置期限(期間)	役員員数	現役出向者数	出給貸付	資金調達する際の 政府保証 (平成27年度実績)	支援決定 案件数	支援決定 金額	実収融資 額	残存された 民間融資額 (呼びかけ額)
(株)産業革新機構	経済産業省	平成21年7月17日	平成37年3月31日 (15年)	121名 (うち役員11名)	8名 (うち役員2名)	財政出資:2,860億円	140億円	106件	8,398億円	8,709億円	4,589億円
(株)中小企業基盤整備機構	経済産業省	平成16年7月1日	中期計画2021年より 5年毎に見直し (次回平成31年度)	787名 (うち役員13名)	29名 (うち役員4名)	一般会計出資:157億円	—	242件	3,419億円	2,945億円	5,654億円
(株)地産経済活性化支援機構	内閣府 金融庁 総務省 経済産業省	平成23年3月18日	平成35年3月31日 (10年)	315名 (うち役員14名)	19名 (うち役員2名)	財政出資:130億円 一般会計出資:30億円	101億円	130件	794億円	232億円	950億円
(株)農林漁業成長産業化支援機構	農林水産省	平成25年1月23日	平成45年3月31日 (20年)	59名 (うち役員12名)	12名 (うち役員2名)	財政出資:300億円	19億円	236億円	380億円	60億円	380億円
(株)民間資金等活用事業推進機構	内閣府	平成29年10月7日	平成40年3月31日 (15年)	22名 (うち役員7名)	5名 (うち役員2名)	財政出資:100億円	100億円	1,138億円	19件	281億円	268億円
官民イノベーションプログラム (東北大学、東京大学、京都大学及び大阪大学)	文部科学省	東北大:平成27年2月23日 京大:平成28年1月21日 東大:平成28年12月22日 阪大:平成28年12月22日	事業開始から15年間 (5年毎に見直し)	東北大:15名 (うち役員7名) 京大:6名 (うち役員5名) 東大:15名 (うち役員8名) 阪大:19名 (うち役員8名)	東北大:0名 京大:0名 東大:10名 阪大:0名	一般会計出資:1,000億円 (東北大125億円、 京大17億円、 東大292億円、 阪大166億円)	—	3件	320億円	64億円	61億円
(株)海外需要開拓支援機構	経済産業省	平成28年11月8日	平成46年3月31日 (20年)	69名 (うち役員9名)	7名 (うち役員0名)	財政出資:416億円	107億円	350億円	18件	396億円	237億円
新築・環境不動産形成促進事業 (一社)環境不動産普及促進機構	国土交通省 環境省	(基金設置日) 平成25年9月29日	10年を目途に廃止を 含め見直し	18名 (うち役員12名)	—	一般会計補助:300億円	—	7件	66億円	66億円	554億円
競争力強化ファンド (株)日本政策投資銀行	財務省	(事業開始日) 平成28年3月12日	事業開始日から 10年程度	— ※3	— ※3	財政出資:790億円	(株)日本政策投資銀行 の自己資金	12件	1,280億円	1,279億円	5,612億円
特定投資事業 (株)日本政策投資銀行	財務省	(事業開始日) 平成27年6月29日	平成39年3月31日 (10年9ヶ月)	— ※3	— ※3	財政出資:782億円	(株)日本政策投資銀行 の自己資金	25件	1,652億円	1,163億円	6,800億円
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	国土交通省	平成28年10月20日	なし (5年ごとに事業法の 施行状況について検討)	48名 (うち役員8名)	8名 (うち役員0名)	財政出資:150億円	59億円	710億円	4件	162億円	87億円
国立研究開発法人科学技術振興機構	文部科学省	(事業開始日) 平成27年4月1日	中期計画2021年より 5年毎に見直し (次回平成28年度)	1,278名 (うち役員20名)	20名 (うち役員0名)	一般会計出資:25億円	—	9件	8億円	8億円	68億円
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	総務省	平成27年11月25日	平成46年3月31日 (20年)	25名 (うち役員7名)	3名 (うち役員0名)	財政出資:21億円	24億円 (うち3億円は譲渡後継制 種族株式)	457億円	—	—	—
地域経済振興投資促進ファンド事業 (一社)グリーンファイナンス推進機構	環境省	(事業開始日) 平成25年6月20日	各基金設置後10年を 目途に見直し	27名 (うち役員8名)	—	エネルギー対策特別会計 補助:153億円	—	24件	98億円	29億円	710億円
計				2,819名 (うち役員136名)	111名 (うち役員11名)	財政出資:4,739億円 一般会計出資:1,212億円 一般会計補助:300億円 エネルギー対策特別会計 補助:183億円 財政出資:790億円 計:7,124億円	560億円 その他1,650億円 (自己資金)	30,891億円	552件	17,244億円	12,827億円

(注)単位未満は四捨五入、上取合計額は、各官民ファンドにおいて算出した数値を累計したものである。
※1 政府保証については、平成28年度第3次補正予算成立後の予算額。
※2 中期計画については、独立行政法人通則法第30条の規定により作成しているもの。
※3 競争力強化ファンド及び特定投資事業は、新たに組織を設立したのではなく、リスクマネー供給のための資金貸付であり、専任で業務を行っている者はいない。

経済産業省作成

(株) 産業革新機構 株主概要

国：出資総額 2,860 億円
政府による出資は、財政投融资特別会計（投資勘定）によるものです。

企業：出資総額 140 億円
(各 5 億円出資。ただし日本政策投資銀行は 15 億円)

旭化成株式会社
大阪瓦斯株式会社
キヤノン株式会社
シャープ株式会社
株式会社商工組合中央金庫
住友化学株式会社
住友商事株式会社
住友電気工業株式会社
ソニー株式会社
武田薬品工業株式会社
株式会社東芝
トヨタ自動車株式会社
日揮株式会社
株式会社日本政策投資銀行
パナソニック株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
株式会社日立製作所
丸紅株式会社
株式会社みずほ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱ケミカルホールディングス
三菱重工業株式会社
三菱商事株式会社
株式会社三菱東京UFJ銀行
ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社
JXエネルギー株式会社

合計 26 社 (50 音順)

※上記の他に会社設立時の CEO 及び COO が各 500 万円ずつ出資

ルネサスエレクトロニクス(株)に対する支援の概要

支援決定公表日:平成 24 年 12 月 10 日

産業革新機構による支援決定金額:1,383.5 億円(機構出資比率 69.15%)

【参考】:このほか、民間 8 社が同時に出資

ルネサスエレクトロニクス(株)の時価総額等

- ① 株価:1,197 円(平成 29 年 3 月 28 日終値)
- ② 発行済株式総数:1,667,124,490
- ③ 時価総額(①×②):1,995,548,014,530 円
- ④ 機構出資比率:69.15%
- ⑤ 機構出資額:138,350,040,000 円
- ⑥ ③×④-⑤=1,241,571,412,048 円

経済産業省資料
H29.3.30 参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

(松川るい委員資料)

01

マイナポータルとは

資料 1

マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

A	情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
B	自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
C	お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
D	民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
E	サービス検索・電子申請機能 (びったりサービス)	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請(子育てワンストップサービス)ができる
F	公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる
G	もっとつながる (外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります

平成 29 年より順次サービス開始予定

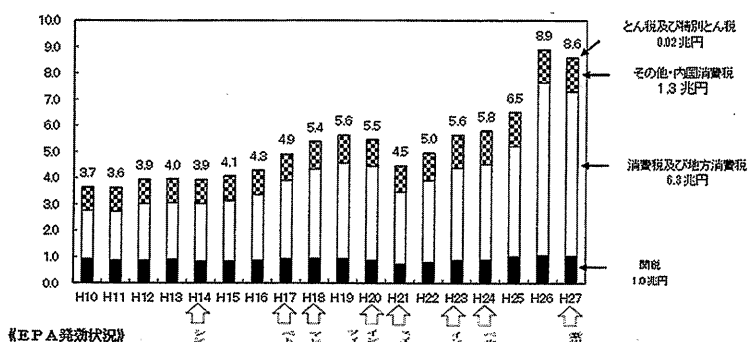
平成29年3月30日(木) 参議院財政金融委員会 松川るい(自由民主党・こころ)
出典：内閣府大臣官房番号制度担当室資料より

資料 2

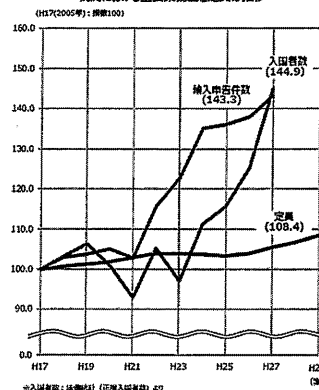
税関における収納額等の推移

- 平成26年度の税関における収納額は、約8.9兆円であり、前年度より増加（前年度比36.6%増）。
- 内訳は、消費税及び地方消費税（6.6兆円）、その他内国消費税（1.2兆円）、関税（1.1兆円）等となっている。
- 税関における収納額は、租税及び印紙収入（国税）の約15.4%に相当し、重要な役割を担っている。
- 消費税率の引き上げにより、税関における収納額は今後さらに増加。

＜税関収納額の推移＞



税関における主要集積額と定員の推移



平成 29 年 3 月 30 日 (木) 参議院財政金融委員会 松川るい (自由民主党・こころ)
出所：財務省資料より

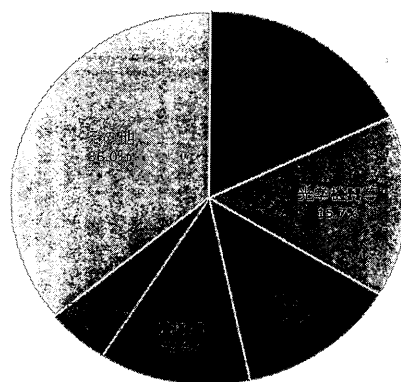
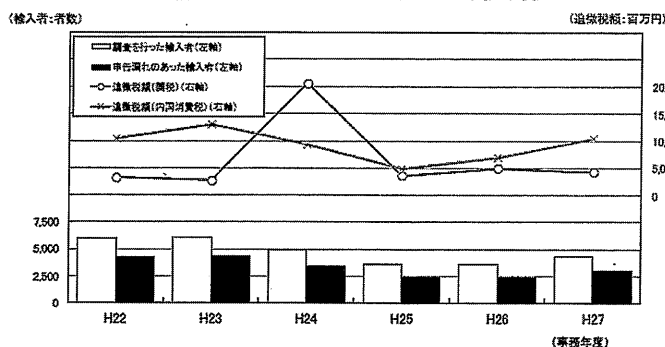
資料 3

輸入事後調査に係る状況

- 平成27事務年度（平成27年7月から平成28年6月までの1年間）における申告漏れのあった輸入者は4,302者、関税・内国消費税の追徴税額は約146億円（関税約42億円、内国消費税約104億円）。
- 納税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、肉類、機械類、医療用品であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割。

納付額の不足が多かった品目
(平成27事務年度)

輸入事後調査に係る状況(平成22～27事務年度)



(出所)財務省資料

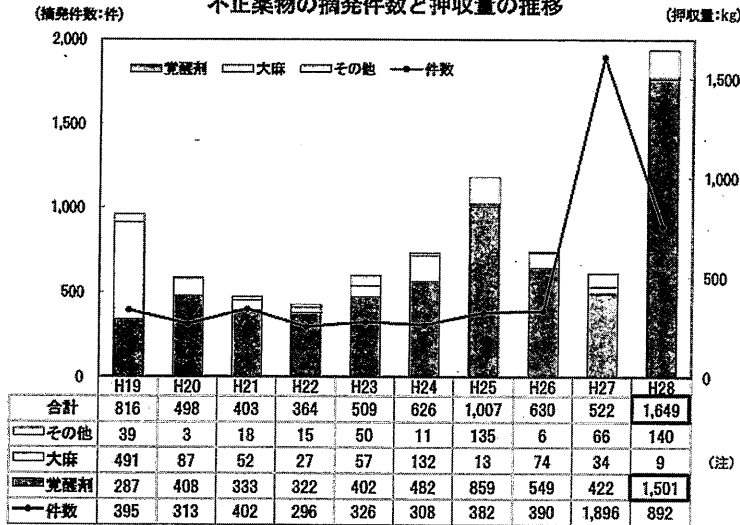
平成 29 年 3 月 30 日 (木) 参議院財政金融委員会 松川るい (自由民主党・こころ)
出所：財務省資料より

資料 4

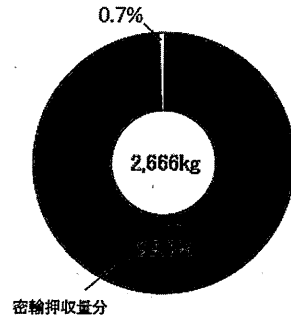
不正薬物の密輸摘発状況

- 不正薬物全体の押収量は過去2番目、覚醒剤の押収量は過去最高を記録
- 覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合は9割以上

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合 (平成23～27年累計)



- (注) 1. 密輸押収量には、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等其他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2. 警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁 (内閣府集計) 調べ

(注) その他とは、あへん、麻薬 (ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

(出所) 財務省資料

平成29年3月30日 (木) 参議院財政金融委員会 松川るい (自由民主党・こころ)

出所: 財務省資料より

(大塚耕平委員資料)

平成29年3月30日 参議院財政金融委員会
民進党・新緑風会 大塚耕平提出資料

出典: 法務省

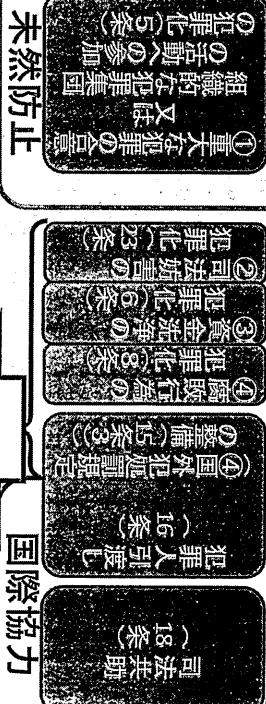
TOC条約と国内担保法案の概要

テロを含む組織犯罪対策のためのTOC条約締結の必要性

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を3年後に控える。
- 世界各地でテロが頻発し、我が国もテロの標的として名指しされている。
- テロ組織は、組織犯罪を通じ、資金等を得て、組織を維持・拡大している。
- 国内でも、暴力団等による組織犯罪が後を絶たない。

TOC条約

テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための国際協力を可能とする



条約締結のための国内法整備

①テロ等準備罪の新設

【組織的犯罪処罰法6条の2】

テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に係る実行準備行為を伴う死刑、無期・長期4年以上の懲役・禁錮に当たる一定の犯罪(対象犯罪)の遂行の計画行為に関する罰則を新設。
※ 対象犯罪は、別表4に記載

○「組織的犯罪集団」とは、団体のうち、その結合目的の達成としての共同の目的が一定の犯罪(目的犯罪)を実行することにある集団をいう。
例: テロ組織、暴力団、薬物密売組織等
※ 目的犯罪は、別表3に記載

○「実行準備行為」の例: 凶器購入資金の調達、犯行現場の下見行為

○ 死刑、無期・長期10年以上を超える懲役・禁錮に当たる犯罪を計画 → 5年以下の懲役・禁錮
○ 長期4年以上10年以下の懲役・禁錮に当たる犯罪を計画 → 2年以下の懲役・禁錮

②証人等買収罪の新設

【組織的犯罪処罰法7条の2】

○ 組織的な犯罪に係るもの
○ 5年以下の懲役・50万円以下の罰金
○ それ以外のもの
→ 2年以下の懲役・30万円以下の罰金

③犯罪収益の前提犯罪の拡大等
【組織的犯罪処罰法2条2項等】
※ 前提犯罪は、死刑、無期・長期4年以上の懲役・禁錮に当たる犯罪と、別表1(条約対象犯罪)又は別表2に記載の犯罪

④国外犯処罰規定の整備

【刑法3条等】

○ 関係刑罰につき国外犯処罰規定を整備
○ 条約の趣旨を踏まえ、贈賄罪の国外犯処罰規定を整備
※ 腐敗行為の犯罪性は、刑法上の收賄罪・贈賄罪により担保済み。

平成 29 年 3 月 30 日 参議院財政金融委員会
民進党・新緑風会・大塚耕平提出資料
(出典) 平成 29 年 3 月 22 日 参議院財政金融委員会
及び日本国際協力会 HP から大塚耕平事務所作成

「もったいない学会」 & 「縮小社会研究会」 関西シンポジウム (注) における
松井三郎京都大学名誉教授の発言録
(ビデオ映像からの書き起こし<発言>)

外務省、外務省の方に直接このプロジェクト言って、外務省のお金を大使館、ケニア大使館を通じて、我々お金いただいて、この活動しています。で、いろいろ説明しました。で、何とかですね、このケニアでもう少しこの活動増やして、ケニアの人たちにもったいないというのを理解して欲しいなと、いうことで行きました。外務省の役人が、なかなか理解してくれなくてですね、エンヤとエンヤとばかりに小野さん、先ほど理事長と私が安倍夫人のところに行ってきました。安倍夫人、首相官邸の事務室に。で、安倍夫人が会ってくれましたね、聞いてくれましたね。あの人、すごいですね。その、その、その晩に首相と話をしてくれました。首相からすぐ、連絡入って、ぐぐぐぐぐとまわって、今年、予算つきました。8,000 万もりました。それで今年この村、2 つの村に入ります。あの、あのご夫婦のホットライン、すごいですね。

(注) 「もったいない学会」 & 「縮小社会研究会」 関西シンポジウムにおける松井三郎 (公説) 日本国際民間協力会理事・京都大学名誉教授による発表。同シンポジウムの開催日時は 2017 年 2 月 11 日 10:00~17:30。場所は京都大学文学部新棟第 3 講義室。発表時間は 16:15~16:45。演題は「アフリカにおける勿体無い実践成功例」。ビデオの音声を取りにくい箇所もある。

3 月 21 日に「日本国際民間協力会」のホームページにアップされた公式コメント

現在、インターネットなどで情報が流れております当会松井三郎理事の講演での発言につきまして、松井三郎理事の誤解による発言でありましたので、ここに以下の通り訂正いたします。

松井理事は、特定事業に関連して、外務省から 8000 万円の援助を受けられたとしていますが、そのような事実はありません。

当会理事長と松井理事が、平成 28 年 12 月 1 日、首相公邸にて安倍昭恵氏と面会しましたが、そこでは、当会のメイン事業であり、松井理事の専門分野であるエコサジントイレの普及などについて紹介したもので、特定の事業について斡旋等を依頼した事実もありません。

(藤巻健史委員資料)

日本銀行B/S

平成29年2月末現在

資産 (兆円)		負債 (兆円)	
金	0.4	発行銀行券	99.3
国債	420.9	当座預金	329.6
(うち長期国債 (376.4))		その他	
その他		引当金	4.5
		資本金	0.0001
		準備金	3.2
487.9		487.9	

資料2

平成29年3月30日 (木) 参議院財政金融委員会 日本維新の会 藤巻健史 出典：日銀統計資料より藤巻健史事務所作成

平成二十九年四月二十四日印刷

平成二十九年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K